

第3次三条市環境基本計画（案）

令和5年度～10年度（2023～2028）

三条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む

三条市

目 次

第1章 第3次三条市環境基本計画

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の目的	2
2 計画の位置付け・性格	2
3 計画期間	4
4 計画が対象とする環境の範囲	4
5 各主体の役割	4

第2節 三条市環境行政の方向性

1 第2次計画の取組と検証	8
2 新たに発生した社会的要因	8
3 今後の環境行政の方向性	10
(1) 3つの重点施策の方向性	10
(2) 継続的に取り組む施策の実施	12

第3節 三条市の現況

1 三条市の現況	14
----------	----

第4節 目指す環境像

1 目指す環境像	18
----------	----

第5節 施策の体系

1 施策体系の考え方	20
2 施策体系	21

第6節 施策の展開

1 重点的取組	24
① 脱炭素社会の推進	24
② 住み続け選びたいくなるまちの実現	27
③ 環境啓発・環境教育の充実	31
2 従来からの継続した取組	35
① 自然環境の保全と創造	35
② 生活環境の保全	39
③ 快適環境の保全と創造	44
④ 地球環境への貢献	46
⑤ 環境保全に取り組む基盤づくり	48
3 取組指標	50

第2章 三条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第1節 区域施策編策定の基本的事項・背景

- 1 区域施策編策定の背景……………54
- 2 計画期間及び基準年度、目標年度……………57

第2節 温室効果ガス排出量の推計

- 1 温室効果ガス排出量の推計……………60

第3節 計画全体の目標

- 1 区域施策編の目標……………62

第4節 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

- 1 排出削減に向けた各主体の役割……………66
- 2 基本方針……………66
- 3 具体的な取組……………68

第3章 計画の効果的实施

第1節 計画の効果的实施

- 1 推進体制の整備……………72
- 2 各種計画との整合……………73

資料編

- 資料 No. 1 三条市環境基本条例……………76
- 資料 No. 2 三条市環境審議会委員名簿……………81
- 資料 No. 3 用語解説……………82

第1章 第3次三条市環境基本計画

第1節 計画の基本的事項

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置付け・性格
- 3 計画期間
- 4 計画が対象とする環境の範囲
- 5 各主体の役割

1 計画策定の目的

本計画は、平成 27 年 3 月に策定した「第 2 次三条市環境基本計画」に基づく取組を総括した上で、急速に進む人口減少や脱炭素社会の実現に向けた動きなど社会や経済の情勢変化を踏まえ、これから三条市として対応すべき課題を明らかにし、持続可能なまちを実現するために必要な環境面の取組を計画的に推進していくために策定するものです。

2 計画の位置付け・性格

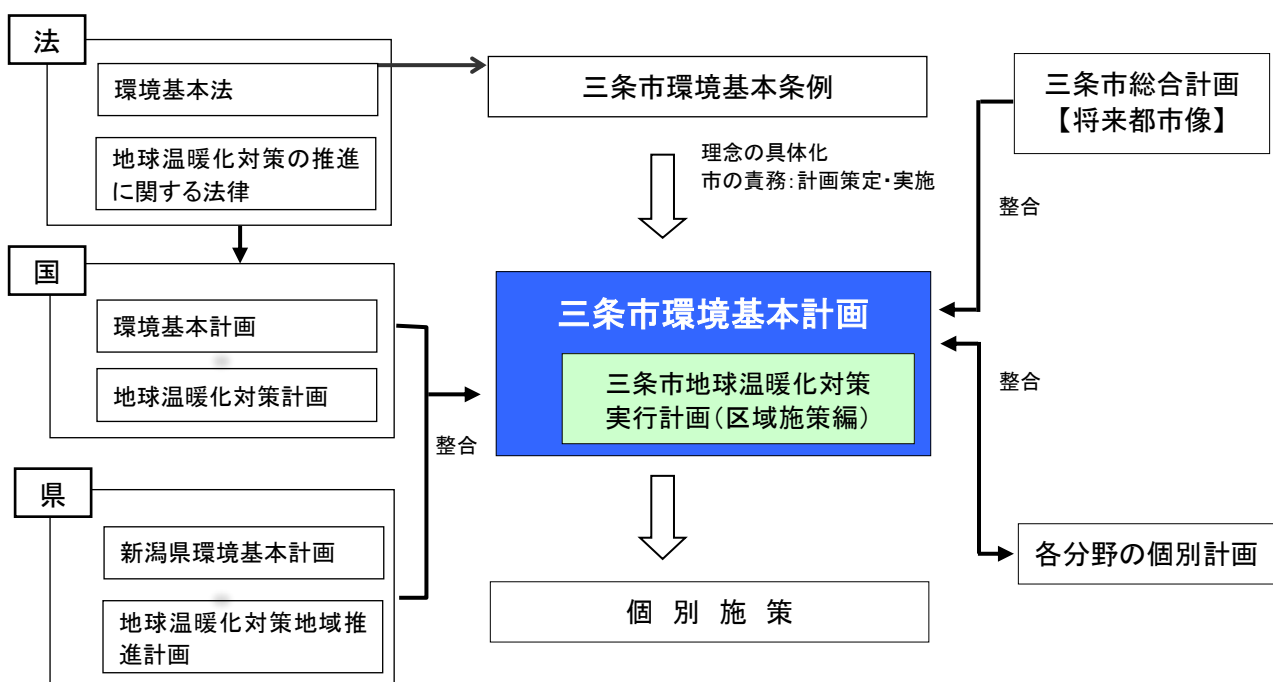
(1) 計画の位置付け

本計画は、三条市環境基本条例第 3 条に掲げられた 4 つの基本理念の具体化に向けた中心的役割を担うものであり、同条例第 10 条の規定に基づき策定する地域環境総合計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 4 項に規定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に規定する計画として策定するものです。

(2) 計画の性格

本計画は、環境の保全及び創造において三条市の最も基本となる計画であり、市が策定する他の個別行政計画や事業等に対して、環境の保全及び創造に関する基本的方向を示すものです。

また、「三条市総合計画」との関係では、総合計画における将来都市像との関連性等を考慮しながら、それに直結しない施策や状況に関わらず着実な実施が求められる施策についても個別計画として推進を図ります。



三条市環境基本条例の基本理念

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然との共生を確保するように、適切に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行わなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

第2節 地域環境総合計画

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「地域環境総合計画」という。)を定めなければならない。

2 地域環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、地域環境総合計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、三条市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地域環境総合計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地域環境総合計画の変更について準用する。

3 計画期間

本計画の対象期間は、市の最上位計画である「三条市総合計画」との整合を図るため、令和5（2023）年度から令和10（2028）年度までの6年間とします。

ただし、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、地球環境問題などの観点から、分野によっては長期的な視点を持って展望することとします。

4 計画が対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

自然環境分野	水辺環境／動植物・生態系／里山・森林／農地／自然景観
生活環境分野	大気環境／水環境／音環境／土壌・地盤環境／有害化学物質／廃棄物
快適環境分野	公園・緑地／まち美化／まち並み
地球環境分野	資源・エネルギー／地球環境

5 各主体の役割

(1) 市の責務

市は、環境の保全と創造に関する取組の推進役としての役割を踏まえ、この計画に基づく環境施策を実施するとともに、市自らも、地域の一事業者・消費者としての環境の保全と創造に関する行動を率先して実行します。

(2) 市民の責務

市民は、人と環境との関わりについて理解を深め、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制やエネルギーの大量消費、野焼きなどの屋外焼却行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。

(3) 事業者の責務

事業者は、省エネルギーやごみの発生抑制、リサイクルなど、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。

(4) 滞在者及び民間団体の責務

通勤や通学で本市に滞在する人は、市民と同様に日常生活において環境への負荷の低減に努めます。観光などで本市を訪れる滞在者は、観光に伴い排出されるごみの持ち帰りや、野生の植物や野鳥などの生息環境を荒らさないことなど、環境への負荷の低減、環境の保全及び創造に自ら努めます。

民間団体は、事業者と同様に、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力します。

第2節 三条市環境行政の方向性

- 1 第2次計画の取組と検証
- 2 新たに発生した社会的要因
- 3 今後の環境行政の方向性

1 第2次計画の取組と検証

本市では「つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう」を望ましい環境像として掲げ、平成20年3月に「三条市環境基本計画」を策定、その後、平成27年3月に第2次計画を策定し、その実現に向け各種取組を進めてまいりました。

第2次計画では、三条市の豊かな自然を守り育て、様々な環境問題を解決し、より良い状態で将来の世代に継承していくことを目指し、「資源・エネルギー」、「まちづくり」、「人づくり」の3つを柱に、「①資源の循環と再生可能エネルギーの活用」、「②住み続け選ばれるまちの実現」「③新たな環境啓発・環境教育の推進」を重点施策とし各種取組を展開してきました。

第2次計画の重点施策として進めてきた「資源の循環と再生可能エネルギーの活用」では、バイオマス資源による堆肥化や燃料化の推進の観点から、木質バイオマス発電所の誘致による間伐材等を活用した再生可能エネルギーの創出などに取り組みました。また、「住み続け選ばれるまちの実現」では、環境に配慮した有機栽培米などの面積拡大や空き家の保全及び有効活用、既存施設の有効活用、公共交通の充実を、「新たな環境啓発・環境教育の推進」では、体験型環境教育の推進など優先度を明確にし、施策を展開してきました。

また、従来からの取組として「自然環境の保全と創造」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全と創造」、「地球環境への貢献」、「環境保全に取り組む基盤づくり」の5つの環境分野では、公園・緑地の整備促進をはじめとした各種取組を推進してきました。

取組の結果、指標に対して一定の成果を上げた施策があった一方で、数値目標に届かなかった施策もありました。

2 新たに発生した社会的要因

国際社会では、気候変動による深刻な影響を避けるため、温室効果ガスを各国が責任を持って削減するための枠組みである「パリ協定」のもと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑えるために、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を2050（令和32）年頃までに実質ゼロにする動きが広がっています。

国は、2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しています。このように、脱炭素社会の実現に向けた動きは、既に世界的な潮流となっており、その対応が基礎自治体レベルでも急がれます。

また、我が国は、現在、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進行しており、中でも地方では、大都市への若者の流出によって急速な人口減少が同時に進行しています。少子高齢化と人口減少への対応は、本市にとっても大きな課題と捉え、新総合計画を策定しましたが、環境の観点からもこれらの課題に対応した個別計画を策定し、適切に対処していくことが必要です。

環境啓発については、対象を意識した環境啓発や環境に関心の低い人に対しての気づきを意識した環境啓発が求められています。また、環境教育については、ただ単に知識を得るだけではなく、学んだことを活用して、自ら考え、判断し、行動できる人を育てることが課題とされています。

コラム

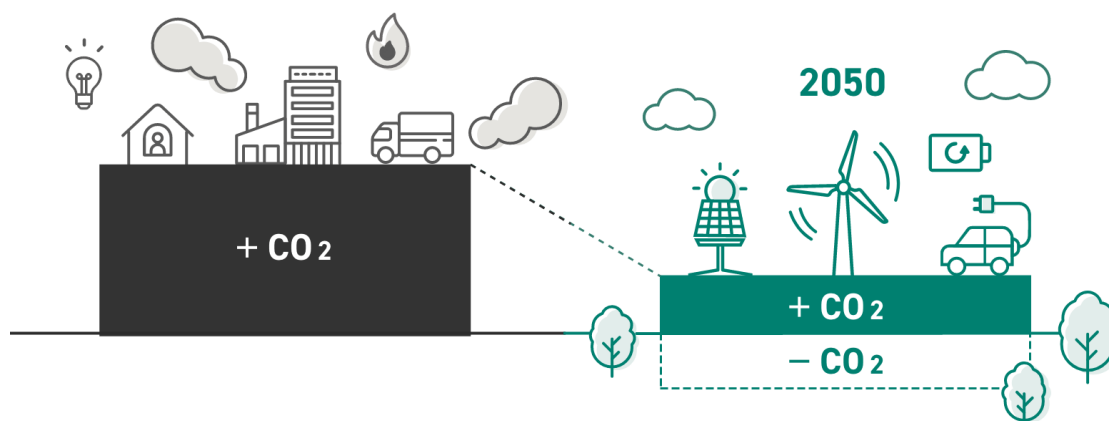
～カーボンニュートラルとは～

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。（※人為的なもの）

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



出典：「環境省 脱炭素ポータル」

3 今後の環境行政の方向性

(1) 3つの重点施策の方向性

第3次環境基本計画では、第2次計画における取組の検証結果を踏まえるとともに、新たに発生した社会的要因に対応していくことが、本市が持続可能なまちとして在り続けるために不可欠であるとし、「脱炭素社会の推進」、「住み続け選びたいくなるまちの実現」、「環境啓発・環境教育の充実」の3つの取組から環境行政を推進していくものとします。

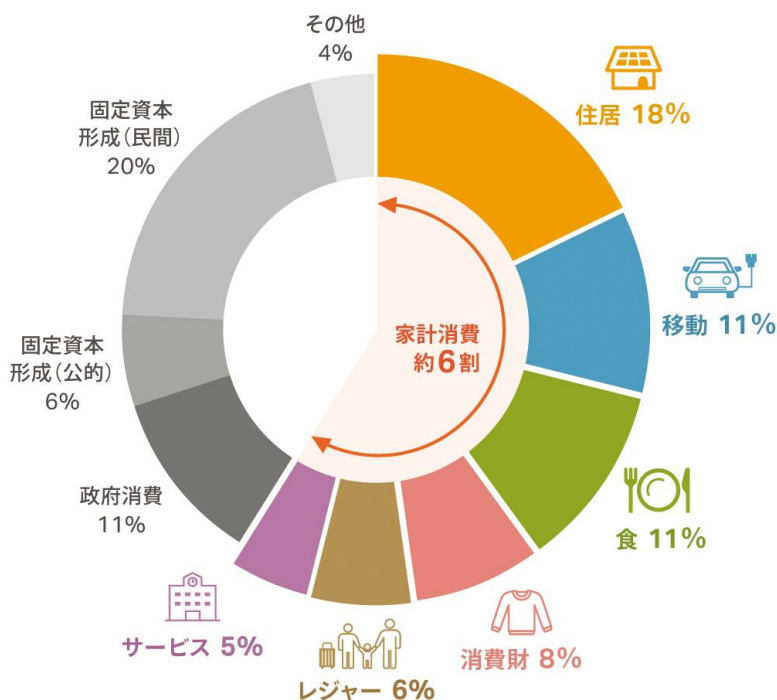
ア 脱炭素社会の推進

衣、食、住、移動など、私たちが普段の生活の中で消費する製品やサービスのライフサイクル（製造、流通、使用、廃棄等の各段階）から生じる温室効果ガスが、我が国の二酸化炭素排出量の約6割を占めているといわれます。

市民一人一人が、生活を少し工夫して無駄をなくしたり、環境負荷の低い製品、サービスを選択したりすることを促し二酸化炭素の削減を図ります。また、三条市が率先して再生可能エネルギーを活用することで脱炭素へ向けた市民の意識の醸成を図ります。

また、再生可能エネルギーの活用を検討している市内企業に対する専門家の助言などにより企業の脱炭素に向けた取組を支援します。

図1 消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量



※各項目は、我が国で消費・固定資本形成される製品・サービス毎のライフサイクル（資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄）において生じる温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント）を算定し、合算したもの（国内の生産ベースの直接排出量と一致しない。）。

出典：環境省 HP

イ 住み続け選びたくなるまちの実現

人口減少や社会インフラ等の老朽化といった問題に対応するため、農地や里山環境の保全では、環境に配慮した農業の推進や間伐材等の収集から発電まで一貫した取り組みによる里山の整備を行い、利活用可能な空き家の流通促進や空き家の発生防止、日常を支える地域交通の利便性向上に努め、まちの魅力向上に貢献します。



▲北五百川の棚田

ウ 環境啓発・環境教育の充実

地域、学校、職場などにおける環境啓発活動や環境教育により市民の環境に対する意識向上を図ることで、市民一人一人が身近な地域の自然環境や自然景観の保全などに努めるよう取組を推進します。

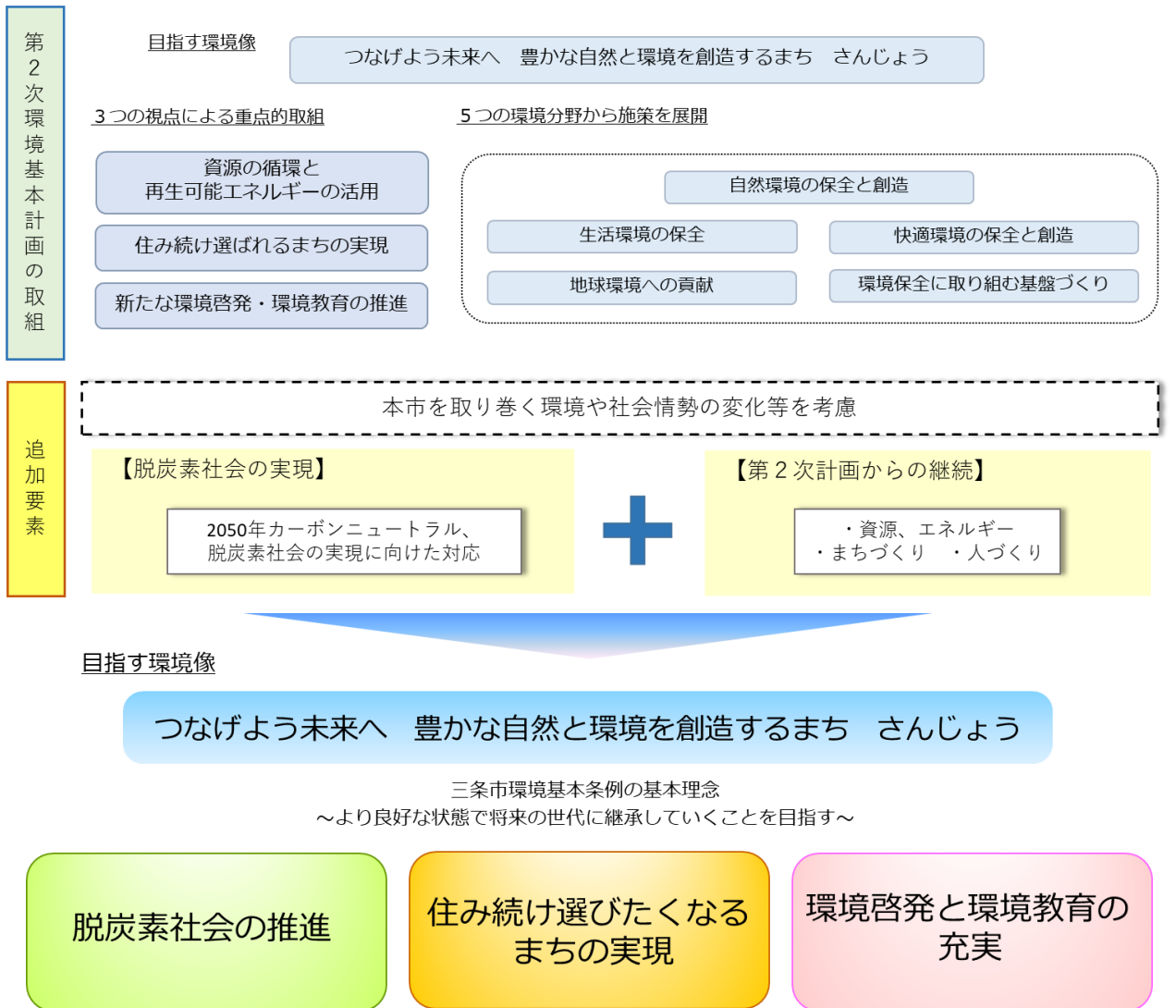


▲駒出川生き物調査

(2) 継続的に取り組む施策の実施

第2次計画に引き続き「自然環境の保全と創造」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全と創造」、「地球環境への貢献」、「環境保全に取り組む基盤づくり」の5つの環境分野に掲げる各施策のうち、社会的な要因や状況に関わらず、着実な取組が求められる施策については、第2次計画の検証結果を反映させ、本市を取り巻く環境情勢の変化を踏まえ、国の第五次環境基本計画（平成30年4月策定）の方向性との整合を図った上で、継続して取り組んでいくこととします。

三条市環境行政の方向性



第3節 三条市の現況

1 三条市の現況



1 三条市の現況

(1) 地域の概要

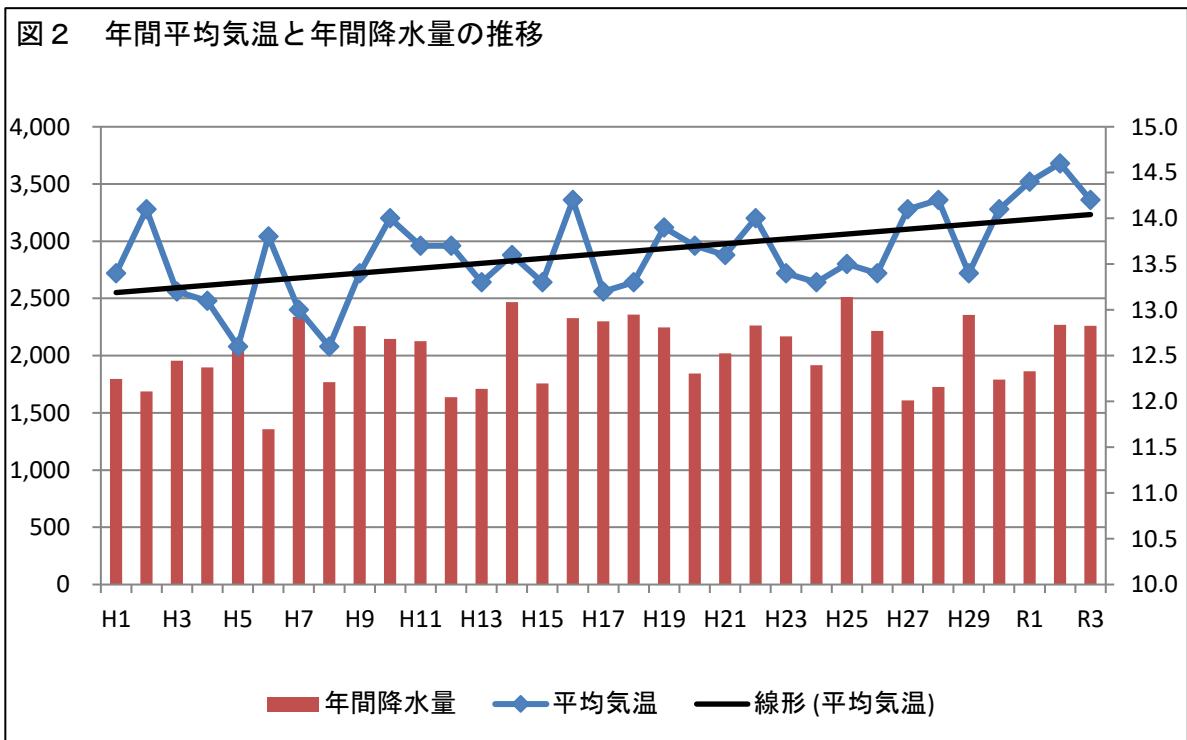
三条市は、東経 138° 57' 11”、北緯 37° 38' 11” の新潟県のほぼ中央に位置し、面積 432.01 k m² を有するまちです。

当市の北西部には日本一の大河信濃川が流れるほか、清流・五十嵐川が市内を横断しています。下田地域東部の福島県境までの国有林一帯は、越後三山只見国定公園、奥早出栗守門県立自然公園に指定されており、豊かな森林資源に恵まれています。

(2) 気候概況

本市の気候は典型的な日本海側気候であり、冬の寒冷多雪が特徴的です。市内の一部地域は特別豪雪地帯に指定されています。

図2のとおり、平成元年から令和3年の年間平均気温は概ね 13°C から 14°C で上昇傾向にあり、地球温暖化の影響を受けていることが見受けられます。また、年間降水量は 2,000 mm 前後で推移しています。



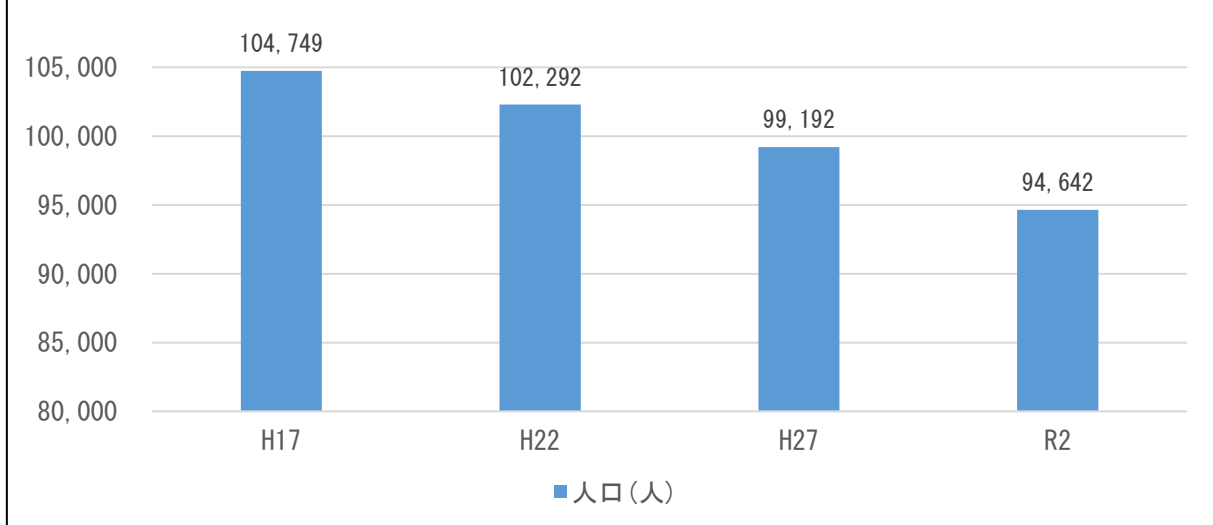
出典：気象庁ホームページ 気象観測データ

(3) 人口

本市の人口は、合併した平成 17 年は 104,749 人でしたが、人口減少が続き、令和 2 年においては 94,642 人となっています。

人口の減少は、農地・里山環境の保全やインフラの維持などに影響をもたらすものと考えられます。

図3 三条市の人口の変化



出典：国勢調査人口等基本集計(総務省) <https://www.e-stat.go.jp/>

(4) 地域の産業の動向

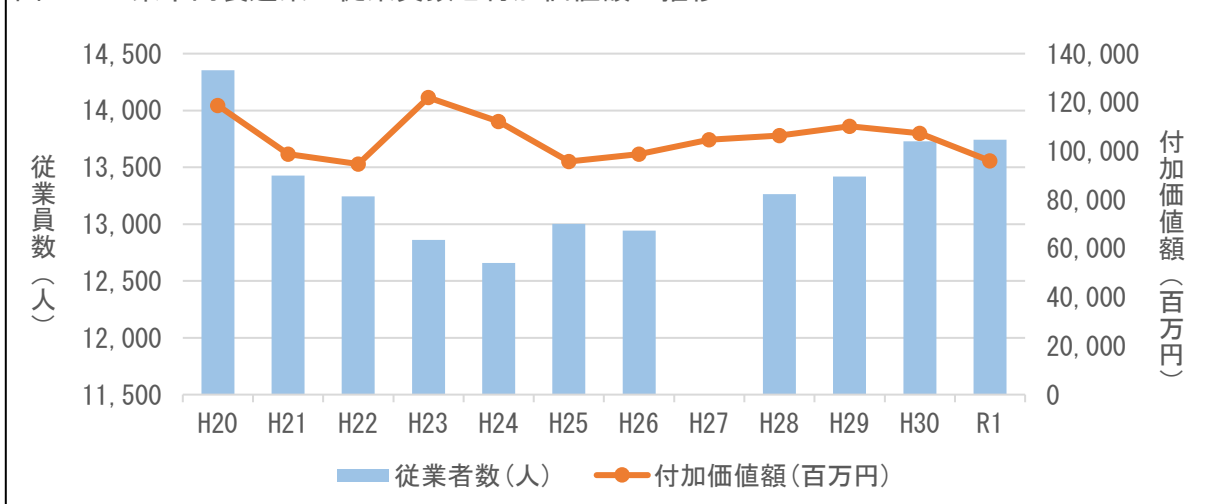
金属加工業を中心とした製造業が盛んであり、三条鍛冶の伝統を受け継ぐ包丁、利器工匠具、その鍛造技術を基盤とした作業工具をはじめ、測定器具、木工製品、アウトドア用品、冷暖房機器などを生産しています。

最終製品だけでなく、自動車や農業機械などの鍛造部品、プレス加工、金型製造など、金属加工を中心に、多様な加工技術が集積しています。

製造業の従業者数は13,744人、付加価値額は95,945百万円であり、三条市の基幹産業となっています。

国際的な潮流の中で、企業における脱炭素化の推進なども今後の課題となっています。

図4 三条市内製造業の従業員数と付加価値額の推移



出典：H27の付加価値額及びH28の従業員数は経済センサス-活動調査、その他は工業統計調査の数値（H27の従業員数は、工業統計調査を実施しなかったため不明）

第4節 目指す環境像

1 目指す環境像



1 目指す環境像

つなげよう未来へ

豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう

本市では「つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう」を望ましい環境像として掲げ、平成20年3月に「三条市環境基本計画」を策定、その後、平成27年3月に第2次計画を策定し、その実現に向け各種取組を進めてまいりました。

この環境像は、本市のすばらしい財産である豊かな自然を良好な形で将来の世代に継承していくとともに、環境問題を解決するためには、守るだけではなく、今後は自然を創り、人を創り、そしてまちを創って、未来を創るという思いと願いが込められたものです。

今日、環境を取り巻く社会状況の変化や少子高齢化・人口減少社会への対応など、その課題解決に向かって、市民、事業者、行政の各主体の参加と連携・協力によって持続可能な社会を実現し、より良好な状態で将来世代に渡していくことは、今も変わらぬ市民の思いであり、今後もその実現に向けて取り組んでいくとの趣旨から、本計画でも「つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう」を引き続き本市が目指す環境像として掲げます。



▲大崎山から望む市内

第5節 施策の体系

- 1 施策体系の考え方
- 2 施策体系



1 施策体系の考え方

本市が持続可能なまちを実現するためには、第2節で述べたとおり、第2次計画の検証を踏まえた上で、新たに発生した社会的要因へ対応していくことが不可欠です。

そのため、本計画では「資源・エネルギー」、「まちづくり」、「人づくり」の3つの視点から「①脱炭素社会の推進」、「②住み続け選びたいくなるまちの実現」、「③環境啓発・環境教育の充実」を重点施策と位置付けます。

また、第1次計画から継続して取り組んでいる「自然環境の保全と創造」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全と創造」、「地球環境への貢献」、「環境保全に取り組む基盤づくり」の5つの分野の各施策については、第2次計画の検証結果、本市を取り巻く環境情勢の変化、国の第五次環境基本計画を踏まえ再整理を行い、目指す環境像の実現を目指します。

2 施策体系

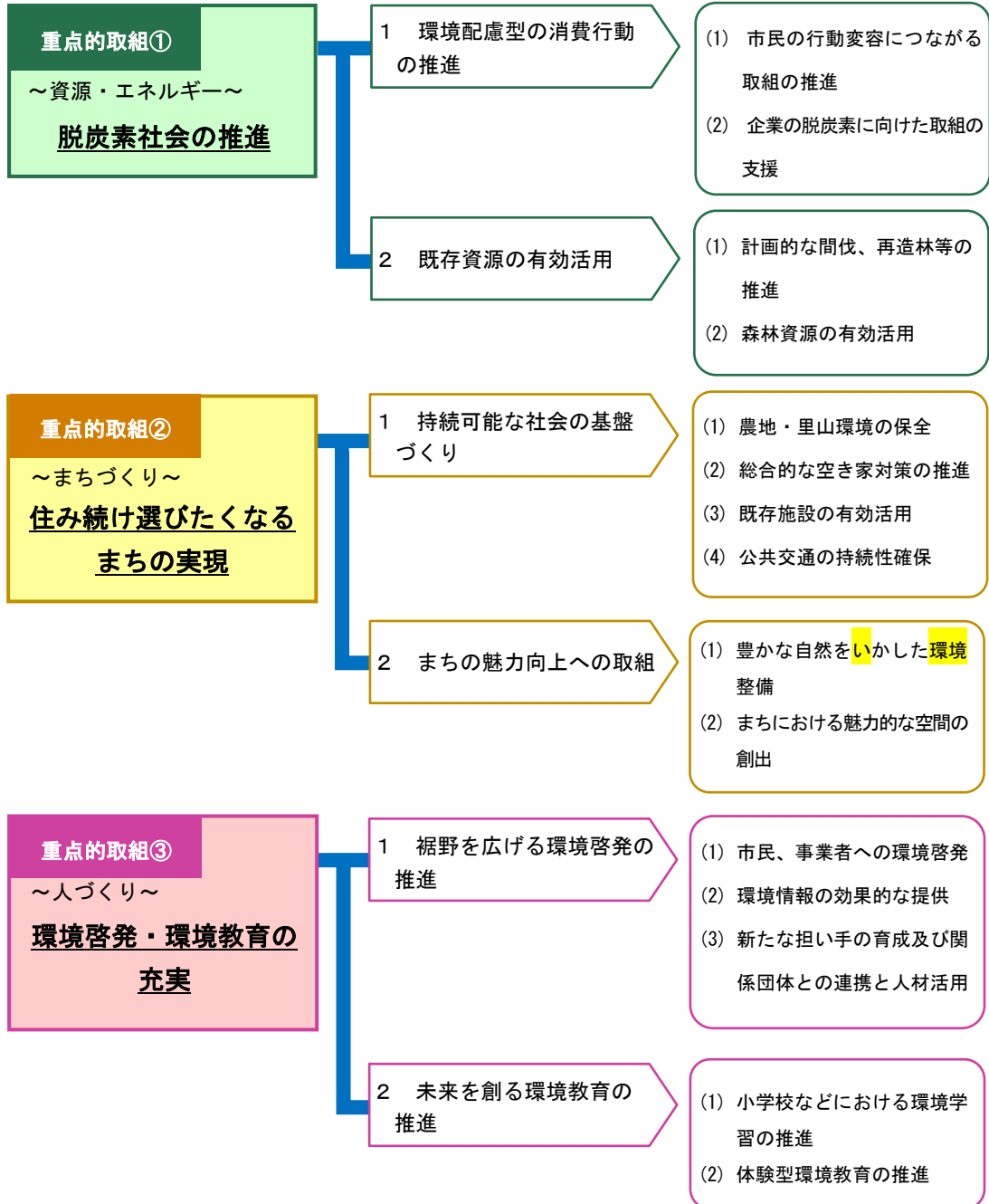
【環境像】

【小項目】

【主要施策】

つなげよう未来へ 豊かな自然と環境を創造するまち さんじょう

3つの視点による重点的取組



従来からの継続した取組

① 自然環境の保全と創造

④ 地球環境への貢献

② 生活環境の保全

⑤ 環境保全に取り組む基盤づくり

③ 快適環境の保全と創造

第6節 施策の展開

- 1 重点的取組
- 2 従来からの継続した取組
- 3 取組指標



1 重点的取組

① 脱炭素社会の推進

1 環境配慮型の消費行動の推進

■現状と課題

気候変動の脅威に対して、政府は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す（令和2年10月）」、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す（令和3年4月）」ことを宣言しました。

脱炭素社会の実現に当たっては、市民・事業者などあらゆる主体の参加と協働が重要となります。市民一人一人が環境に配慮した無理のない消費行動を行うことから社会を動かし、脱炭素化の流れを創出していく必要があります。

また、再生可能エネルギーの活用による新たな取引・雇用機会の獲得を目指す動きが世界的な潮流となりつつあり、脱炭素経営に取り組む事業者を支援していく必要があります。

■施策の方向性

(1) 市民の行動変容につながる取組の推進

市民一人一人が、生活を少し工夫して無駄をなくす行動や環境負荷の低い製品・サービスを選択することを促し、二酸化炭素の削減を図ります。

また、三条市が率先して再生可能エネルギーを活用することで、脱炭素に向けた市民の意識醸成を図ります。

(2) 企業の脱炭素に向けた取組の支援

再生可能エネルギーの活用を検討している市内企業に対し、専門家による助言等の場を提供することにより、企業の脱炭素に向けた取組を支援することで、脱炭素社会の実現につなげていきます。

2 既存資源の有効活用

■現状と課題

地球温暖化が進む中、我が国においても、激甚な豪雨・台風被害や猛暑が頻発しており、森林環境の保全は以前にも増して重要なものとなっています。本市においても、森林環境の保全を通じて、自然と人間が共存する緑豊かな魅力ある地域を実現するとともに、森林資源を活用した脱炭素社会への取組を進めていく必要があります。

■施策の方向性

(1) 計画的な間伐、再造林等の推進

健全な森林環境の保全を通じ、林業振興や里山環境の保全に加え、二酸化炭素吸収量増大に寄与することができるよう、林道整備や林業機械整備補助などにより効率的かつ計画的な間伐、再造林等を推進します。

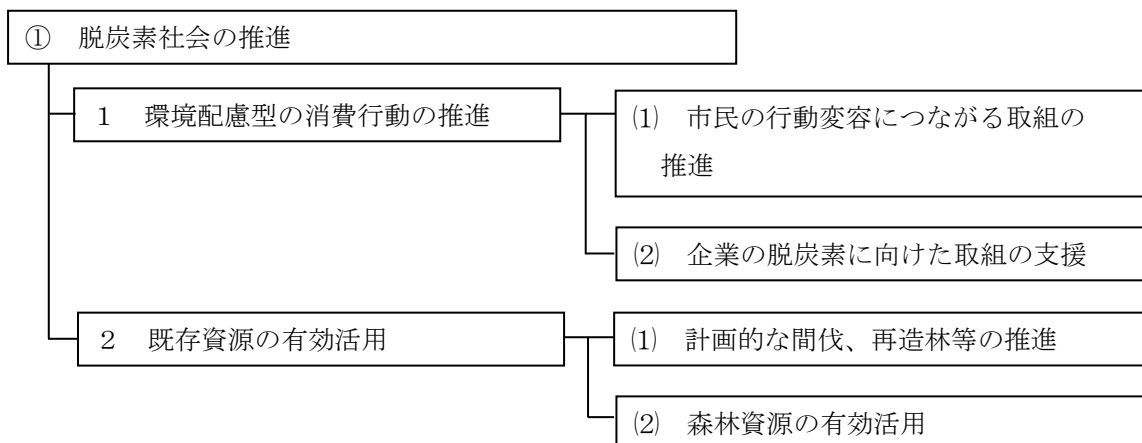
(2) 森林資源の有効活用

J-クレジット制度の導入や森林施業等により発生する市内山林の間伐材、林地残材を木質バイオマス発電の燃料として活用し、再生可能エネルギーの創出を図ります。また、創出された電力を使用することで電力の地産地消を実現し、カーボンニュートラルを推進します。



▲木質バイオマス
三条保内発電所

■施策の体系



■施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 環境配慮型の消費行動の推進	(1) 市民の行動変容につながる取組の推進	・公共施設における再生可能エネルギーの利用の拡大	市、市民、事業者
	(2) 企業の脱炭素に向けた取組の支援	・企業向け説明会の開催及び情報提供	市、事業者、関係団体
2 既存資源の有効活用	(1) 計画的な間伐、再造林等の推進	・林業施業の効率化と林業所得の向上の推進	市、事業者、関係団体
	(2) 森林資源の有効活用	・J-クレジット制度の推進 ・木質バイオマスの利活用の推進	市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体

② 住み続け選びたくなるまちの実現

1 持続可能な社会の基盤づくり

■現状と課題

人口減少や社会インフラ等の老朽化といった問題に対応するため、社会構造の変化に合わせた対策が必要となっています。

農地・里山環境の保全においては、農業従事者や林業従事者の高齢化とともに、それらの担い手が不足し、耕作放棄地の増大や里山の荒廃は、様々な動植物の生息・生育環境が消失するだけでなく、有害鳥獣を招くことはもとより、水源かん養や治山・治水機能の損失、景観保全など、自然環境に大きな影響を及ぼすことから、担い手を確保していく必要があります。

総合的な空き家対策の推進においては、人口減少などを背景として今後も空き家の数は増加していくと想定されます。空き家は周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことから、積極的に空き家の利活用及び除却を進める施策を展開していく必要があります。

また、既存施設の有効活用においては、多くの子どもの利用が見込めた時代に整備された公園や緑地の遊具等が今後順次耐用年数を迎える中で、公園、緑地の恩恵が最大限に発揮されるよう、今日的な在り方を検討し、時代に合った形で更新していく必要があります。

公共交通の持続性確保においては、平成 23 年度から公共交通としてデマンド交通を導入し、高齢者をはじめとした市民の移動手段の確保に努めてきたところですが、持続性の確保等の課題が顕在化してきたことから、地域公共交通の利便性、効率性を向上させ、持続可能な運行体制を構築することで、今後の地域拠点の開発や社会情勢の変化に対応できる地域公共交通体系を目指し、定期的に施策を見直していく必要があります。

■施策の方向性

(1) 農地・里山環境の保全

農地の環境を保全するため、地域の生態系に配慮した水管理の工夫や、有機農業や減農薬、減化学肥料栽培といった環境に配慮した農業を推進するとともに農業を持続可能な産業として成り立たせるため、農業所得の向上を図ります。

里山の環境については、野生鳥獣との共生に向けた緩衝帯整備の実施や間伐材等の収集から発電まで一貫した取り組みにより里山の整備を行うとともに、経営の効率化等、林業所得の向上に向けた取組などを支援し、林業等における新たな雇用を促進することで里山の保全を図ります。

(2) 総合的な空き家対策の推進

利活用可能な空き家の流通促進に加え、危険な状態となった空き家の解体、さらに発生防止に向けた啓発活動等を行うなど、状態に応じた総合的な空き家対策を実施し

ていきます。

(3) 既存施設の有効活用

少子化などの社会の変化に適応し、都市環境にもたらず公園や緑地の有益性が最大限に発揮されるよう、その今日的な在り方について検討し、機能や配置等の再構築に取り組みます。



▲空き家の現地確認

(4) 公共交通の持続性確保

誰もが使いやすく、地域の活力を支える地域公共交通を実現するため、次の方向性で施策の実現に取り組みます。

デマンド交通ひめさゆり、循環バスぐるっとさんの利便性向上を図ることで、日常生活を支える既存の地域公共交通の磨き上げを行います。

また、交通事業者の生産性を向上させるとともに、行政負担額の最適化やバス路線の検証・再編を行うことで、将来にわたって持続可能な地域公共交通基盤を整備します。

加えて、最新の技術を活用するなどにより、中心市街地や下田地域における二次交通を充実させ、観光や来訪における交通機能の充実を図ります。

三条市の地域公共交通



▲市内循環バスぐるっとさん

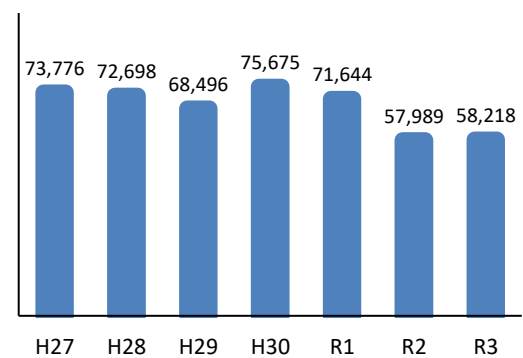


▲デマンド交通ひめさゆり



(人)
100,000
50,000
0

図5 デマンド交通利用者数



(資料：環境課)

2 まちの魅力向上への取組

■現状と課題

本市は、粟ヶ岳、守門岳を始めとする緑豊かな山並みと、信濃川、五十嵐川、刈谷田川に代表される水辺など豊かな自然に恵まれています。これらの自然をいかし、住み続けたい、そこに住んでみたいと思われる場の創出が必要です。

まちなかにおいては、三条市立図書館「まちやま」やまちなか交流広場といった市民が集う場が整備されましたが、今後、さらなるまちの魅力向上のため、地域の魅力を発信する取組が必要です。

また、高齢者が暮らしやすい環境整備の観点から、歩きやすい歩道や人にやさしくゆとりのある場の提供が求められています。

■施策の方向性

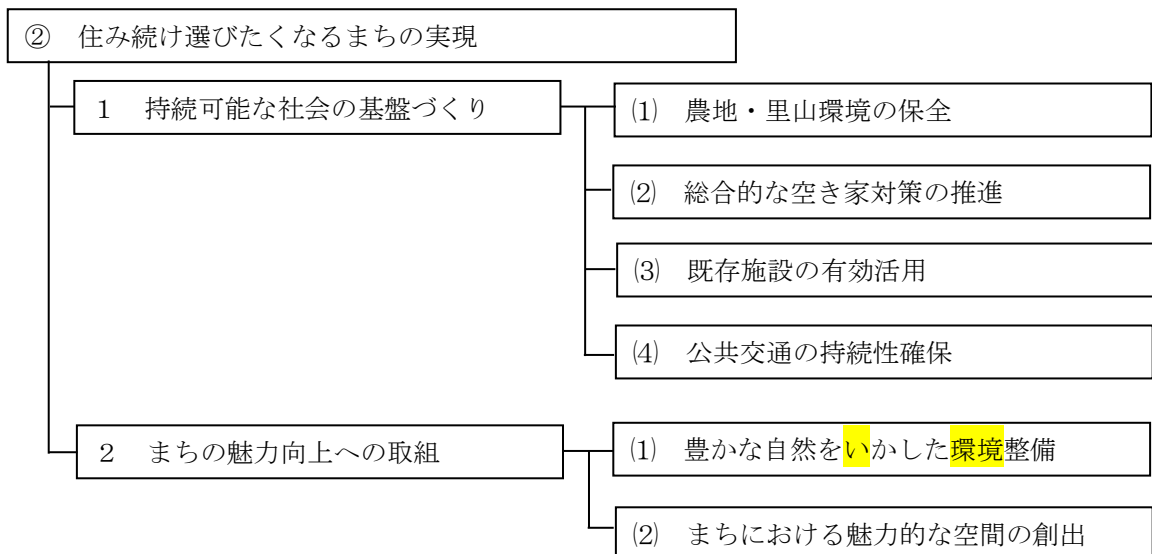
(1) 豊かな自然をいかした環境整備

本市の有する豊かな自然をいかした体験型の各種イベントの実施や農作業体験などにより、人と人、人と自然がふれあう機会を創出することによる魅力あるまちづくりを進めるとともに、豊かな自然環境への関心を高め、その保全へのきっかけづくりを行います。

(2) まちにおける魅力的な空間の創出

中心市街地において、周辺施設を活用し、イベントや交流機会を充実させ、地域の魅力を発揮・発信する取組を行います。また、中心市街地において今も残る歴史、文化等の景観資源を活用し、歩きたくなる空間づくりや、居合わせた人同士が気軽に交流できる場の提供を行うことにより、市民にとって魅力的なまち並みの形成を図ります。

■施策の体系



■ 施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 持続可能な社会の基盤づくり	(1) 農地・里山環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農業の推進 ・持続可能な産業として成り立たせるための農業所得向上支援 ・野生鳥獣との共生に向けた里山整備 ・林業施業の効率化と林業所得の向上の推進（再掲） ・木質バイオマス利活用の推進（再掲） 	市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体 市、関係団体 市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体
	(2) 総合的な空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制に係る啓発、適正管理の促進 ・空き家バンク制度の運用 ・古民家等の価値ある建築物改修支援 	市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体
	(3) 既存施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズを踏まえた公園の配置や機能の見直し ・街路樹等の植栽配置の適正化 	市、市民、関係団体 市、市民、関係団体
	(4) 公共交通の持続性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を支える地域公共交通の磨き上げ ・持続可能な地域公共交通基盤の整備 ・観光や来訪における交通機能の充実 	市、市民、関係団体 市、市民、関係団体 市、市民、関係団体
2 まちの魅力向上への取組	(1) 豊かな自然をいかした環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自然をいかした体験型イベントの実施 	市、事業者、関係団体
	(2) まちにおける魅力的な空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかイベント、交流機会の充実 ・魅力的なまち並みの形成 	市、市民、地域、関係団体 市、関係団体

③ 環境啓発・環境教育の充実

1 裾野を広げる環境啓発の推進

■現状と課題

今ある豊かな環境を守り育て、将来の世代に伝え、持続可能なまちとして在り続けるためには、あらゆる立場から自然環境について考えていくことが求められます。人間活動が自然環境に与える影響について市民一人一人が認識するとともに、市民、事業者、市がそれぞれの立場で自然環境や自然景観の保全に努めるよう、地域全体での意識醸成を図る必要があります。

■施策の方向性

(1) 市民、事業者への環境啓発

環境啓発施設かんきょう庵において、環境について考えるきっかけとなるイベントを開催します。また、より多くの市民に興味を持ってもらえるような講座を開催するなど、環境学習の充実を図ります。

再生可能エネルギーの活用を検討している市内企業に対し、専門家による助言等の場を提供することにより、企業の脱炭素に向けた取組を支援することで、脱炭素社会の実現につなげていきます。(第1章第6節施策の展開 1 重点的取組 ①脱炭素社会の推進の再掲)



▲かんきょう庵エコクラフト講座



▲スポーツごみ拾い大会

(2) 環境情報の効果的な提供

市民一人一人が自然環境について考え、自ら主体的に行動していくためには、まず身近な環境問題に興味、関心を持つことが必要なことから、広報さんじょうやホームページ、SNS など、様々な媒体を活用し、より多くの市民にとって関心があると思われる環境情報を届けるなど、情報発信の充実を図ります。

(3) 新たな担い手の育成及び関係団体との連携と人材活用

環境に関わる新たな担い手を育成するとともに、様々な団体との連携や人材の活用を図りながら、啓発の取組を進めます。

2 未来を創る環境教育の推進

■現状と課題

市民の環境に対する意識向上を図るためには、様々な場面における環境教育や啓発活動が必要です。特に、これからの時代を担う子どもたちが、自主的・主体的に環境保全活動に取り組んで行くためには、環境教育の充実を図り、次代を担う人づくりに取り組むことが重要な課題となっています。

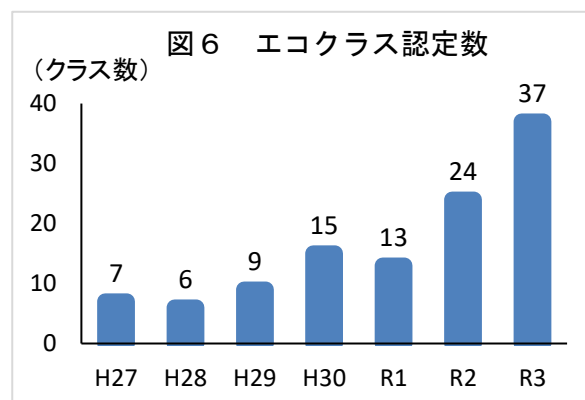
■施策の方向性

(1) 小学校などにおける環境学習の推進

学校生活の中で環境活動を取り入れる機会を増やし、環境への関心を高めること、また、日常生活への反映を図るためにも、エコクラス認定制度を継続していきます。



▲エコクラス認定証交付式



(資料：環境課)

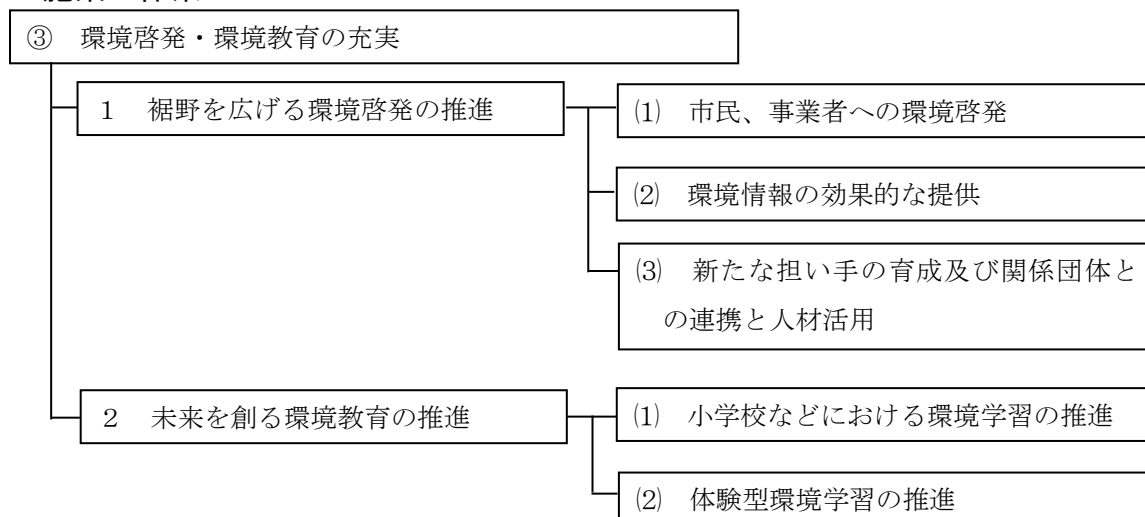
(2) 体験型環境教育の推進

自然や生き物とのふれあいや遊び、レクリエーションなどの体験活動を通じて楽しみながら学び、日々の行動にいかすことのできる体験型の環境教育を推進します。



▲大崎山自然体験

■ 施策の体系



■ 施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 裾野を広げる環境啓発の推進	(1) 市民、事業者への環境啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・かんきょう庵における環境学習及び体験型イベントの開催 ・スポーツごみ拾い大会の開催 ・企業向け説明会の開催及び情報提供（再掲） 	市、関係団体、市民
	(2) 環境情報の効果的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さんじょう、ホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信の充実 	市、関係団体
	(3) 新たな担い手の育成及び関係団体との連携と人材活用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する新たな担い手の育成 ・NPOなど関係団体との連携 	市、市民 市、関係団体
2 未来を創る環境教育の推進	(1) 小学校などにおける環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクラス認定制度の継続 	市

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
	(2) 体験型環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型環境教育の充実 ・環境に関するイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市、関係団体、市民 市、関係団体、市民

2 従来からの継続した取組

① 自然環境の保全と創造

■取組状況と課題

第2次計画では、「誰もが親しめる水辺空間の確保」、「生態系基盤の維持及び生物多様性の確保」、「自然とのふれあいの場としての里山・森林の保全」、「いのちを育む恵み豊かな農地の保全」、「ふるさとの良好な自然景観の保全」を目標に、親水性のある水辺空間の整備や活用を始め、自然と共生するためのマナーや保全意識の向上、地域の公益的機能を果たす里山・森林の保全、環境保全型農業の推進や地域農業の振興、自然公園の保全・活用に努めてまいりました。

具体的には、環境を維持するため、環境に配慮した整備に努めることを始め、小学生を対象とした環境教室では、自然観察のマナーや環境保全への意識の高揚に努め、自然・景観に関するイベントを通じての自然景観の保全意識啓発などにも取り組みました。また、木質バイオマス発電所に間伐材や林地残材を燃料として活用し森林整備を促進するとともに土づくりや化学肥料低減技術の取組などを通じ、環境保全型農業への支援を行いました。

しかしながら、木材価格の低迷や林業の担い手不足といった問題から間伐材等の安定的な確保が課題となっており、取組指標に対する市内産間伐材等の利用量の達成率が低く、その対策が課題となっています。

さらに、里山・森林、農地の保全については、農業従事者や林業従事者の高齢化とともに、それらの産業の担い手が不足し、耕作放棄地の増大や里山の荒廃を招くことはもとより、水源かん養や治山・治水機能の損失、景観保全など、自然環境に大きな影響を及ぼすことから対策を行っていく必要があります。

また、オオキンケイギクやウシガエルなどの外来種（特定外来生物）が市内全域に分布していることから、その対策について検討を行う必要があります。

加えて、生物多様性の保全や人と自然との結びつきなどの観点から、越後三山只見国立公園、奥早出栗守門県立自然公園を始めとした自然環境の素晴らしさを認識し、その保全に対する意識を高めしていく必要があります。



▲吉ヶ平 雨生ヶ池

■施策の方向性

「誰もが親しめる水辺空間の確保」では、今後も引き続き、吉ヶ平や北五百川の棚田をはじめとした美しい自然景観の保全を図るとともに、潤い

のある水辺の自然を保全するため、親水性のある水辺空間としての維持管理に努め、イベントなどを通じた水辺に親しむ機会の創出による保全意識の普及・啓発に取り組みます。

「生態系基盤の維持及び生物多様性の確保」では、生態系基盤に影響を及ぼす恐れのある外来種の適切な取扱いについて、市民への意識啓発を促進するとともに、市内に生息する希少野生生物等の保護・保全に努めていきます。

「自然のふれあいの場としての里山・森林の保全」では、引き続き木質バイオマス発電所に間伐材や林地残材を燃料として活用することで森林整備を図り、登山道の改良などの整備を行うことにより、自然とのふれあいの場としての里山・森林の保全を行います。

「いのちを育む恵み豊かな農地の保全」では、農地の環境を保全するため、地域の生態系に配慮した水管理の工夫や、有機農業や減農薬、減化学肥料栽培といった環境に配慮した農業を推進するとともに農業を持続可能な産業として成り立たせるため、農業所得の向上を図ります。（第1章第6節施策の展開 1 重点的取組 ②住み続け選びたくなるまちの実現の再掲）また、農業の持つ多面的な機能を維持・発展するための地域活動や営農活動を支援し、引き続き三条産農産物のブランド化などを通じて一層の販路拡大を図っていきます。

「ふるさとの良好な自然景観の保全」では、本市の優れた自然の風景地を保全・保護するため、良好な景観の形成を促進するための景観計画の策定検討や自然保護に対する市民意識の高揚・啓発、観光施設等の維持管理を行っていきます。

■ 施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 誰もが親しめる水辺空間の確保	(1) 親水性のある水辺空間の活用	<ul style="list-style-type: none"> 五十嵐川河川緑地などの維持管理 水辺に生息する動植物の保全活動及び各種レクリエーション・イベントの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市、市民、事業者、関係団体 市、市民、事業者、関係団体
	(2) 生態系の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 希少動物・貴重な自然植物の情報収集及び関係機関・団体との情報共有 希少動物、貴重な自然植物の保全 外来種の市民への意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 市、市民、事業者、関係団体 市、市民

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
3 自然とのふれあいの場としての里山・森林の保全	(1) 里山・森林の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の生態系の保全のための植林の実施 ・木質バイオマス発電所の運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市、市民、事業者、関係団体 市、事業者
	(2) 森林資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築等の地場産材の利用促進 ・木質バイオマスの利活用の推進（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 市、市民、事業者 市、事業者
	(3) 自然とふれあう場の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・登山道の改良及び休憩所、展望所等の整備 ・ブナの植林活動、ヒメサユリの保全活動を通じた来訪者との体験交流 	<ul style="list-style-type: none"> 市、市民、事業者、関係団体 市、市民、事業者、関係団体
4 いのちを育む恵み豊かな農地の保全	(1) 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の多面的機能の維持・発展のための地域活動及び営農活動の支援 ・環境に配慮した農業の推進（再掲） ・持続可能な産業として成り立たせるための農業所得向上支援（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体
	(2) 地域農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・三条産農産物のブランド化及び地元優良農産物のPR ・地元有機農産物、特別栽培農産物の給食等への利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 市、市民 市、市民、関係団体
5 ふるさとの良好な自然景観の保全	(1) 計画的な景観の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の策定検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市、市民、事業者、関係団体
	(2) 自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観に配慮した工法の事業者への指導 	<ul style="list-style-type: none"> 市、事業者

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
	(3) 自然公園の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護意識の高揚・啓発 ・観光施設等の維持管理 	<p>市、市民、関係団体</p> <p>市、市民、事業者、関係団体</p>

② 生活環境の保全

■取組状況と課題

第2次計画では、「快適な大気環境の確保」、「清らかな水の保全及び汚染の防止」、「騒音・振動の低減及び快適な住環境の保全」、「土壌・地盤環境の保全」、「有害化学物質による環境汚染の防止」、「ごみの減量及び再利用・リサイクルの推進」を目標に取り組みました。

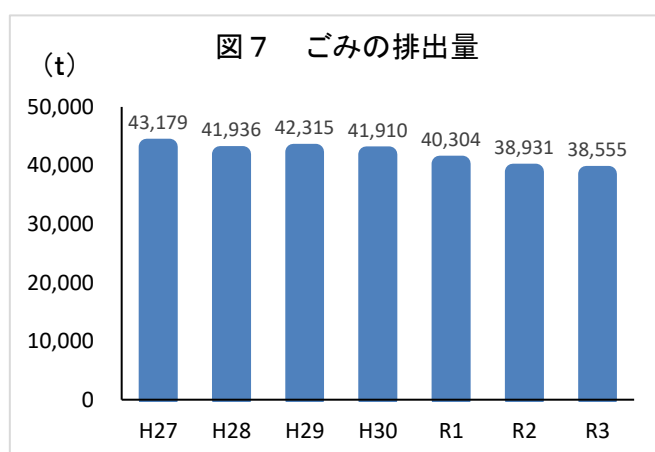
具体的には、光化学スモッグやPM2.5など大気汚染が発生した時の周知体制の整備や野焼きやもみ殻焼却に関するパトロールの実施、水質調査による水環境の監視、下水道計画区域外における合併処理浄化槽の普及促進、工場などから出る騒音・振動などの苦情への対応、建築建材の処理に関する指導、新最終処分場の建設及び粗大ごみとして搬出された家具等のリユース促進に取り組んできました。

しかしながら、広範囲で市民の健康や生活に影響を与えるPM2.5の大陸からの越境大気汚染が懸念されるとともに、野焼きやもみ殻焼却の改善指導、注意喚起に取り組んでいるものの、それらによる煙、悪臭等の被害は減ることなく引き続き発生しています。

水環境については、公共下水道計画区域の見直しに伴い、合併処理浄化槽により汚水処理を行う個別処理地域が拡大したことから、水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

有害化学物質の環境汚染の防止については、アスベストの主要排出源である民間建築物の解体が今後も続くことから、その飛散・ばく露防止対策が課題となっています。

ごみの減量化や再利用・リサイクルについては、小型充電式電池の回収を開始したことから、ごみの分別に対する意識を今まで以上に浸透させていくことが必要です。また、「食べることができたのに廃棄される食品」、いわゆる「食品ロス」は世界的に問題となっています。食品ロスを減らすことは、食料の効果的な確保だけでなく、廃棄処理のために発生する温室効果ガスの削減による環境負荷の軽減につながります。



(資料：環境課)

■施策の方向性

「快適な大気環境の確保」では、光化学スモッグやPM2.5などの発生又は発生が見込まれる場合の速やかな対応を図るとともに、野焼きの禁止の周知徹底、悪臭防止対策の普及啓発に努めます。

「清らかな水の保全及び汚染の防止」では、生活雑排水の水質汚濁防止のため、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促すとともに三条市合併処理浄化槽転換設置補助金の周知を図ります。

「騒音・振動の低減及び快適な住環境の保全」では、工場や事業所などに対して、法令に基づく規制や指導などを適切に行っていきます。

「土壌・地盤環境の保全」では、地下水を保全するため、地下水調査結果による地盤沈下状況を確認しながら、効率的な地下水利用を図ります。

さらに、「有害化学物質による環境汚染の防止」では、特に健康への影響が懸念されているアスベスト等の対策について、アスベスト処理に関する情報提供を行うとともに、立入調査の実施なども視野に入れた中で、飛散防止のための監視・指導を行います。

「ごみの減量及び再利用・リサイクルの推進」では、適正なごみ処理のあり方についての検討を行うとともに、更なるごみの減量化と資源化を市民、関係団体と協力した中で進めます。

また、食べ物を無駄にすることは“もったいない”ということを再認識することにより、食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動に移すことができるよう継続した普及啓発を実施します。

■施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 快適な大気環境の確保	(1) 大気汚染が発生した場合の周知・連絡体制の整備	・光化学スモッグ、PM2.5の発生及び発生が見込まれる場合の速やかな防災無線等による周知	市、市民
	(2) 大気汚染対策の推進	・野焼きの禁止の周知 ・構造基準に適合した焼却炉の適正使用及び事業に伴うごみの適正な処理方法についての分かりやすい周知・指導	市、市民、事業者 市、事業者
	(3) 悪臭防止対策の推進	・生活雑排水対策及び悪臭防止に関する対策・取組の普及啓発	市、市民、事業者

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
		・地域におけるごみステーション、街路・側溝などの清掃活動の促進	市、市民、事業者、関係団体
2 清らかな水の保全及び汚染の防止	(1) 水環境の監視体制の整備	・市内主要河川の水質調査の実施及び結果の公表 ・工場、事業所に対する排水基準の順守・指導	市 市、事業者
	(2) 水質浄化対策の推進	・河川、池沼等水辺の整備時における自然植生の活用についての関係機関への働きかけ	市、市民、事業者、関係団体
	(3) 公共下水道・農業集落排水事業の推進	・公共下水道の認可区域内、農業集落排水地域内の整備促進 ・供用開始区域内の加入促進	市 市、市民、事業者
	(4) 浄化槽の設置促進	・下水道区域外での合併処理浄化槽の普及促進	市、市民、事業者
3 騒音・振動の低減及び快適な住環境の保全	(1) 音環境の監視体制の整備	・道路周辺等の環境測定の実施及び結果の公表 ・関係機関と連携した、工場、事業所に対する立入検査及び改善指導	市 市、事業者
	(2) 自動車・自動二輪車の騒音・振動対策の推進	・国道、県道の整備・補修時における低騒音舗装の整備の関係機関への働きかけ	市
	(3) 事業活動に伴う騒音・振動対策の推進	・ムクドリ等の鳴き声による騒音の防止対策の実施 ・建設工事における低騒音・低振動型機械の使用についての啓発・指導 ・深夜営業やカラオケ、エアコンなどから発生する騒音に対する指導	市、市民、事業者、関係団体 市、事業者 市、事業者

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
4 土壌・地盤環境の保全	(1) 監視体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した、土壌汚染に関する情報収集及び速やかな対応 ・地下水、地盤沈下等の監視体制の整備・充実 	<p>市、事業者</p> <p>市</p>
	(2) 地下水の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の還元のため透水性舗装や雨水浸透ますの設置についての検討 ・節水のための消雪パイプの適正な管理及び地盤沈下状況を確認した中での、消雪パイプの計画的設置 	<p>市、市民、事業者</p> <p>市、市民、事業者</p>
5 有害化学物質による環境汚染の防止	(1) 化学物質の適正使用・適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・建材の処理（アスベスト対策等）についての指導 ・アスベスト処理に関する情報提供 	<p>市、市民、事業者</p> <p>市、事業者</p>
	(2) 有害化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼き禁止の周知（再掲） 	<p>市、市民、事業者</p>
6 ごみの減量及び再利用・リサイクルの推進	(1) ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制・再利用・リサイクルに関する意識啓発 ・食品ロス削減に関する意識啓発 ・事業系ごみの減量化を図るための事業者への働きかけ及び仕組みづくり ・消費者講習会等の開催による資源の有効活用や環境に配慮した商品の購入等の意識啓発 	<p>市、市民、事業者、関係団体</p> <p>市、事業者</p> <p>市、事業者</p> <p>市、市民、関係団体</p>

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
	(2) リユース・リサイクルによる循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収、地域リサイクル活動などのリサイクル活動の支援 ・かんきょう庵における、粗大ごみとして排出された家具等のリユース促進 ・小型家電等回収によるリサイクル及び資源化の促進 	<p>市、市民、事業者、関係団体</p> <p>市、市民</p> <p>市、市民</p>

③ 快適環境の保全と創造

■取組状況と課題

第2次計画では、「緑あふれるまち」、「誰もが気持ちよく暮らせるまちの形成」、「自然と暮らしの調和のとれたまち並みの保全・形成」を目標に、公共空間・市街地の緑化の推進や公園の整備・充実、不法投棄・ポイ捨て対策の推進や環境美化活動の推進、景観に配慮したまちづくりの推進や快適で魅力あるまち並みの形成に取り組みました。

具体的には、学校跡地を活用した公園整備や地域活動団体が行う緑化活動への一部助成、三条市まち美化ボランティアによる地域の清掃活動の実施や各種イベントを通じた美化活動の推進、中心市街地の歴史的建造物の保存・活用やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備に取り組みました。

しかしながら、公共空間の緑化の推進、市街地の緑化の推進、公園の整備については、当初目標とした取組指標に近づけることができたものの、今後、施設の老朽化や日常管理を担ってきた地域住民の高齢化により、管理が不十分な事例が発生していることから管理の徹底と適正な規模への見直しを行っていくことが必要です。

■施策の方向性

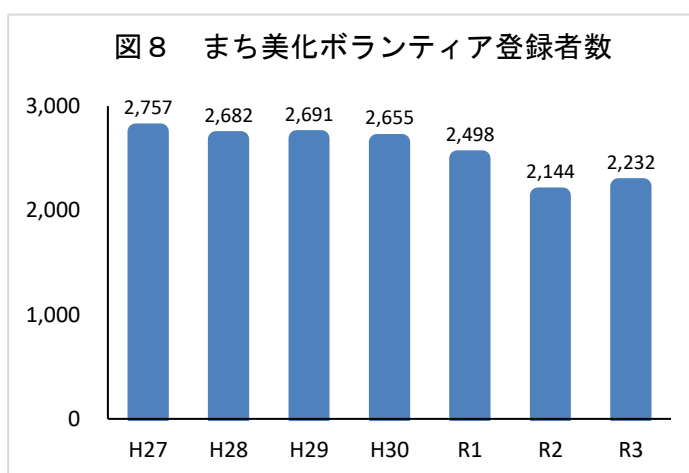
「緑あふれるまち」では、うるおいのある公共空間を創出するため、緑地や街路樹などの適切な管理に努めるとともに、植栽配置の適正化を図るほか、イベントの開催などにより市民の緑化に対する意識の醸成に取り組みます。

「誰もが気持ちよく暮らせるまちの形成」では、引き続き、美化意識の高揚・まち美化のため、各種イベントを通じた意識啓発を図りながら、ポイ捨てや不法投棄対策のため、市民との協働により監視体制を強化するなど、各種対策を推進します。

「自然と暮らしの調和の取れたまち並みの保全・形成」では、中心市街地において、歩きたくなる空間づくりや交流を誘発する滞留空間の活用を行うことにより、市民にとって魅力的なまち並みの形成を図ります。



▲環境美化活動



(資料：環境課)

■ 施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 緑あふれるまち	(1) 公共空間の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等の植栽配置の適正化（再掲） ・公園等のイベント開催による市民意識の醸成 	市、市民、事業者、関係団体 市、市民、事業者、関係団体
	(2) 市街地の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・花木の設置・緑化活動に対する費用助成 	市、市民、事業者、関係団体
2 誰もが気持ちよく暮らせるまちの形成	(1) 不法投棄・ポイ捨て対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・三条市ポイ捨て等防止条例の積極的な周知啓発 ・市民と行政が連携した不法投棄監視体制の拡充・強化 ・看板等の設置及び自治会等と連携したポイ捨て・不法投棄防止策の実施 	市、市民、事業者、関係団体 市、市民、事業者、関係団体 市、市民、関係団体
	(2) 環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まち美化ボランティア制度の普及促進及び市民との協働によるまち美化推進事業の推進 ・全市一斉クリーンデー及びスポーツごみ拾い大会の実施 	市、市民、事業者、関係団体 市、市民、事業者、関係団体
	(3) 総合的な空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制に係る啓発、適正管理の促進（再掲） ・空き家バンク制度の運用（再掲） ・古民家等の価値ある建物改修支援（再掲） 	市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体 市、事業者、関係団体
3 自然と暮らしの調和のとれたまち並みの保全・形成	(1) 景観に配慮したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史、文化等の地域資源を活用した魅力づくり 	市、市民、事業者、関係団体
	(2) 快適で魅力あるまち並みの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの視点を入れた施設整備 	市、事業者、関係団体

④ 地球環境への貢献

■取組状況と課題

第2次計画では、「資源・エネルギーの有効活用」、「地域から地球環境の保全への貢献」を目標に、暮らしにおける省エネルギー推進のための意識啓発や情報提供を始め、バイオマス資源の有効利用、市民に対する地球温暖化防止対策の普及啓発に取り組みました。

具体的には、資源・エネルギーの有効利用としては、平成29年9月から発電を開始したバイオマス発電所において、市内で発生する間伐材等を燃料として活用しています。また、令和4年4月からは三条保内発電所で発電した電気を一部公共施設で利用することで電力の地産地消の取組を行っています。

しかしながら、地球温暖化の大きな要因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑制するためには、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者などあらゆる主体の参加と協働が重要となります。市民一人一人が環境に無理のない消費行動を行うことから社会を動かし、脱炭素化の流れを創出していく必要があります。(第1章第6節 施策の展開 1 重点的取組 ①脱炭素社会の推進の再掲)

■施策の方向性

「資源・エネルギーの有効活用」では、J-クレジット制度の導入や森林施業等により発生する市内山林の間伐材、林地残材を木質バイオマス発電の燃料として活用し、再生可能エネルギーの創出を図ります。また、創出された電力を使用することで電力の地産地消を実現し、カーボンニュートラルを推進します。(第1章第6節 施策の展開 1 重点的取組 ①脱炭素社会の推進の再掲) また、今後も引き続き、せん定枝や間伐材等を三条保内発電所の燃料として活用できるよう支援を行うなど、バイオマス資源の活用を図っていきます。

「地域から地球環境の保全への貢献」では、重点的取組①「脱炭素社会の推進」に取り組むとともに、引き続き省エネルギー活動に関する情報提供及び啓発、並びに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策を推進します。

■ 施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 資源・エネルギーの有効活用	(1) バイオマス資源の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材、林地残材及びせん定枝の活用 ・廃食用油の活用 ・バイオマス資源を活用とした堆肥化の推進 ・木質バイオマス発電所の運営支援（再掲） 	市、事業者 市、市民、事業者 市、事業者 市、事業者
	(2) 再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の再生可能エネルギーの利用の拡大（再掲） ・企業向け説明会の開催及び情報提供（再掲） 	市、事業者 市、事業者
2 地域から地球環境の保全への貢献	(1) 地球温暖化防止に向けた市の率先的な取組	・地球温暖化防止実行計画に基づく取組	市、市民、事業者
	(2) 家庭における地球温暖化対策の普及促進	・家庭における地球温暖化対策の普及啓発	市、市民、関係団体
	(3) 公共交通の利用促進による環境負荷の軽減	・循環バス及びデマンド交通の利便性、効率性の向上による更なる利用促進	市、市民、事業者
	(4) 徒歩・自転車利用の促進	・市民、事業者、民間団体などの協力を得た全市一斉ノーマイカーデーの実施	市、市民、関係団体

⑤ 環境保全に取り組む基盤づくり

■取組状況と課題

第2次計画では、「地域の環境を育む人材育成」、「人と人のつながり、各主体間のパートナーシップの形成」を目標に、環境保全について自ら考え、行動のできる人材を育てるため、環境学習の内容や体制の充実を始め、地域コミュニティ組織等の活性化、市民や事業者の自主的な環境活動を支援してきました。

具体的には、市民団体等の共催や後援による活動支援、「コミュニティ支援交付金」による資金面の支援、「まち美化ボランティア制度」による物質面の支援などを通じ、自主活動の促進を図りました。

また、「地域の環境を育む人材の育成」では、学校におけるエコクラス認定制度を実施するとともに、環境学習の推進としてかんきょう庵を中心に様々な環境学習講座やイベントを開催しました。

人と自然が共存できる社会を築いていくため、市民一人一人が身近なところから環境保全に向けた取組を行っていくよう、地域や学校現場等での環境教育や啓発活動の継続が重要です。

■施策の方向性

「地域の環境を育む人材育成」では、環境啓発施設かんきょう庵において、環境について考えるきっかけとなるイベントを開催します。また、より多くの市民に興味を持ってもらえるような講座を開催するなど、環境学習の充実を図ります。(第1章第6節施策の展開 1 重点的取組 ③環境啓発・環境教育の充実の再掲)

「人と人のつながり、各主体間のパートナーシップの形成」においては、引き続き各主体の継続的なパートナーシップの形成に努め、地域全体としての環境保全のための取組が強化されるよう支援を行います。

■ 施策の説明

小項目	主要施策	想定される主な取組	各主体
1 地域の環境を育む人材育成	(1) 環境教育・環境学習の推進体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・三条市生涯学習人材バンク等を活用した人材整備 ・エコクラス認定制度の継続（再掲） ・体験型環境教育の充実（再掲） 	市、市民 市 市
	(2) かんきょう庵の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しみながら環境を感じられる体験型講座の充実 ・居心地のよい空間づくり 	市、市民、関係団体 市、市民、関係団体
2 人と人のつながり、各主体間のパートナーシップの形成	(1) 地域コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境活動等を支援するための助成 	市、市民、関係団体
	(2) 市民活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全団体への活動支援 ・自治会などの地域組織や市民団体によるまち美化活動などへの支援 	市、市民、関係団体 市、市民、関係団体
	(3) 事業者の環境保全活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体等と連携した環境保全活動の支援 	市、事業者、関係団体

3 取組指標

計画の着実な進行を図るため、次のとおり取組指標を設定します。

※ 現況値は令和3年度末における実績値、数値目標は令和10年度における目標値

※ 個別計画が改定された場合については、計画の改定に合わせて数値目標を修正することとします。

■重点的取組

①脱炭素社会の推進

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
1 環境配慮型の消費行動の推進	(1) 市民の行動変容につながる取組の推進	公共施設における再生可能エネルギーの利用の拡大	再生可能エネルギー利用施設数	16件	22件
	(2) 企業の脱炭素に向けた取組の支援	企業向け説明会の開催及び情報提供	企業向け脱炭素セミナーへの参加企業数	—	160社
2 既存資源の有効活用	(2) 森林資源の有効活用	木質バイオマスの利活用の推進	間伐材、林地残材等の利用量	6,389t/年	10,000t/年

②住み続け選びたくなるまちの実現

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
1 持続可能な社会の基盤づくり	(1) 農地・里山環境の保全	環境に配慮した農業の推進	農薬・化学肥料5割低減特別栽培取組面積及び有機農業取組面積	390ha	510ha
	(2) 総合的な空き家対策の推進	空き家バンク制度の運用	売却、賃貸借がなされたものの件数及び市による整備件数	42件	70件/6年

③環境啓発・環境教育の充実

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
1 裾野を広げる環境啓発の推進	(1) 市民、事業者への環境啓発	かんきょう庵における環境学習及び体験型イベントの開催	かんきょう庵における講座及びイベントの参加者数	2,049人/年	2,500人/年
2 未来を創る環境教育の推進	(1) 小学校などにおける環境学習の推進 学校教育に環境教育の推進	エコクラス認定制度の継続	エコクラス認定数	37クラス/年	40クラス/年
	(2) 体験型環境教育の推進	体験型環境教育の充実	体験型講座への参加者数	216人/年	300人/年

■従来からの継続した取組

①自然環境の保全と創造

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
1 誰もが親しめる水辺空間の確保	(1) 親水性のある水辺空間の活用	水辺に生息する動植物の保全活動及び各種レクリエーション・イベントの検討	水辺に生息する動植物の保全活動及び各種レクリエーション・イベントへの参加者数	90人/年	240人/年

②生活環境の保全

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
6 ごみの減量及び再利用・リサイクルの推進	(2) ごみ減量化の推進	ごみの発生抑制・再利用・リサイクルに関する意識啓発	ごみ排出量	38,555t/年	34,344t/年
			リサイクル率	13.3%	14.1%

③快適環境の保全と創造

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
2 誰もが気持ちよく暮らせるまちの形成	(2) 環境美化活動の推進	まち美化ボランティア制度の普及促進及び市民との協働によるまち美化事業の推進	まち美化ボランティア登録者数	2,232人	2,500人

④地球環境への貢献

小項目	主要施策	主な取組	指標	現況値	数値目標
2 地域から地球環境の保全への貢献	(1) 地球温暖化防止に向けた市の率先的な取組	地球温暖化防止実行計画に基づく取組	公共施設関係の二酸化炭素削減率 ※基準年 2013年 15,637t-CO ₂ との比較	32%	46% ※目標年度 2030年

第2章 三条市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

第1節 区域施策編策定の基本的事項・背景

- 1 区域施策編策定の背景
- 2 計画期間及び基準年度・目標年度

1 区域施策編策定の背景

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050年

カーボンニュートラルと 2030 年度 46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

(4) 三条市における地球温暖化対策のこれまでの取組

◀関連計画▶

三条市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）～人と地球にやさしい三条市の率先行動計画～【2020（令和2）年3月改訂】

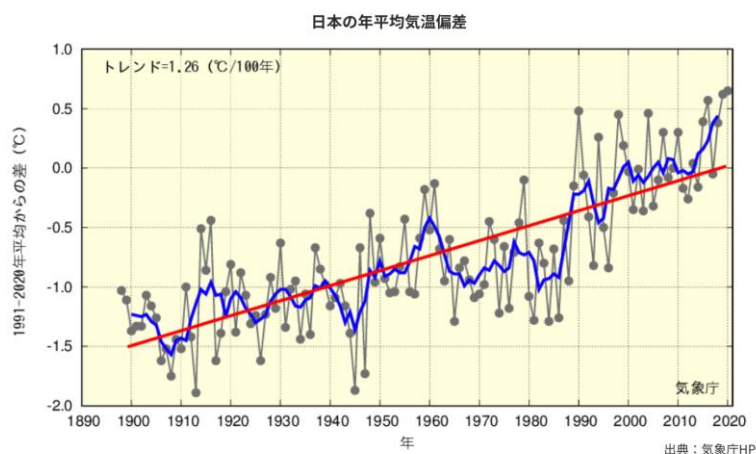
市役所は、施策、事業を通じて各種の資源やエネルギーを消費するとともに、排出ガス、廃棄物等を排出することによって、環境に大きな負荷を与えている立場という面から、事務事業に関する地球温暖化対策として、本計画を策定し、省エネルギー、省資源、ごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した取組を行ってきました。

コラム

～なぜカーボンニュートラルを目指すのか～

気候危機を回避するため、いまから取り組む必要があります

世界の平均気温は 2020 年時点で、工業化以前（1850～1900 年）と比べ、既に約 1.1℃上昇したことが示されています。このままの状況が続けば、更なる気温上昇が予測されています。



近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。日本においても、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が出ると指摘されています。こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されています。国民一人ひとりの衣食住や移動といったライフスタイルに起因する温室効果ガスが我が国全体の排出量の約 6 割を占めるという分析もあり、国や自治体、事業者だけの問題ではありません。

カーボンニュートラルの実現に向けて、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が取り組む必要があります。

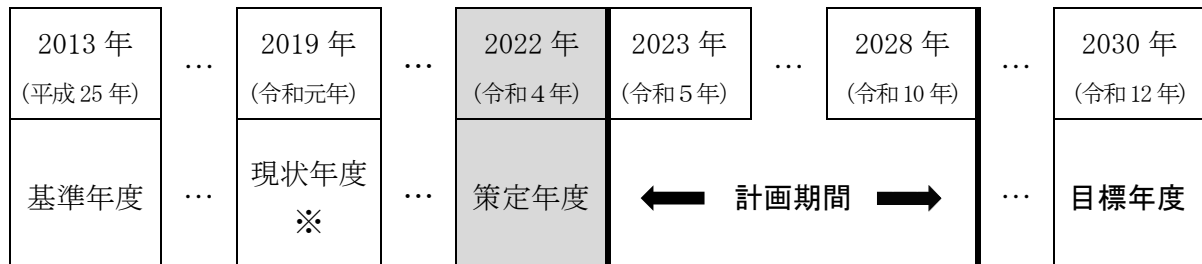
将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、今から、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、取り組む必要があります。

出典：「環境省 脱炭素ポータル」

2 計画期間及び基準年度・目標年度

本計画は、三条市環境基本計画に含まれることから、令和5(2023)年度から令和10(2028)年度までの6年間を計画期間とします。また、国の計画に合わせて、基準年度は2013(平成25)年度とし、2030(令和12)年度を目標年度とします。

図9 三条市における基準年度、目標年度及び計画期間



※ 現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指す。

第2節 温室効果ガス排出量の推計

1 温室効果ガス排出量の推計



1 温室効果ガス排出量の推計

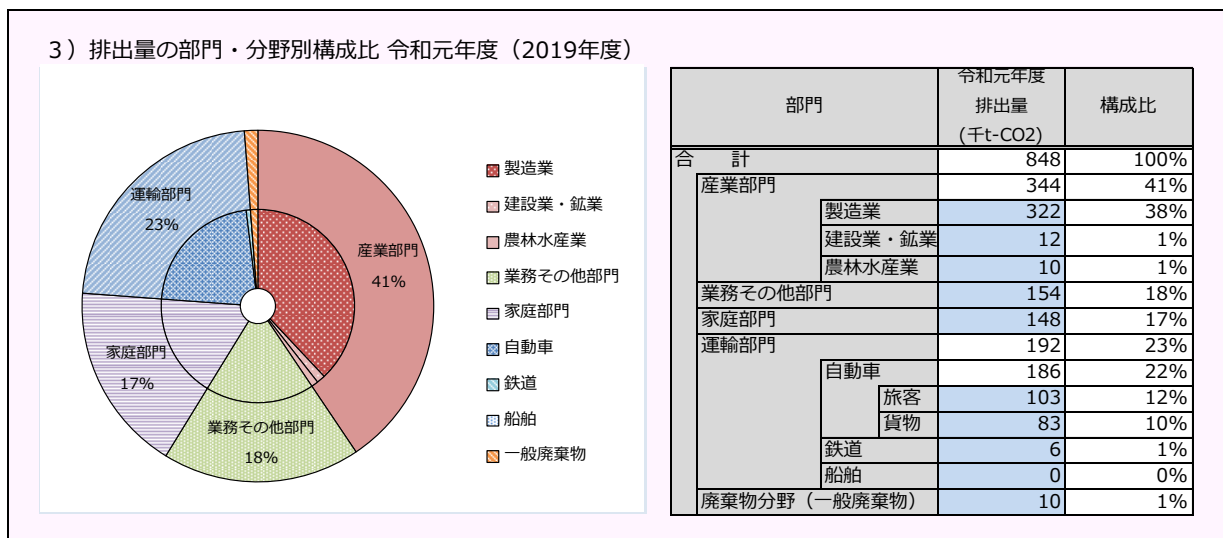
(1) 区域の温室効果ガスの現況推計

三条市では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。現況推計結果（※）は次のとおりです。

※ 「自治体排出量カルテ」で使用されている現況推計の算出方法

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/siryou/suikai-2.pdf

図 10 自治体排出量カルテによる部門別排出量(2019(令和元)年度)



出典：環境省「自治体排出量カルテ(三条市・2022(令和4)年3月)」

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html

第3節 計画全体の目標

1 区域施策編の目標



1 区域施策編の目標

(1) 区域施策編の目標

三条市の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて下表のとおり設定します。

なお、目標年度に対する区域施策編の進捗状況については、「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、進捗管理を行います。

表2 三条市における総量削減目標

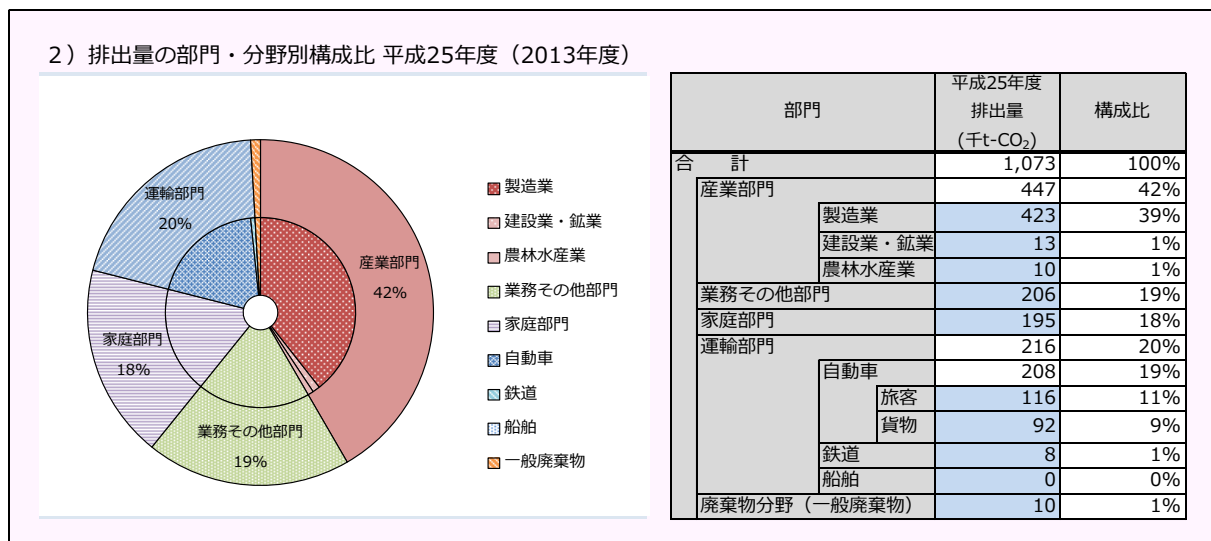
(単位：千 t- CO₂)

温室効果ガス排出量・吸収量	基準年度 (2013(平成 25))	目標年度 (2030(令和 12))	削減目標 (基準年度比)
合計	1,073	580	46%
産業部門	447	274	39%
製造業	423	258	39%
建設業・鉱業	13	9	31%
農林水産業	10	7	30%
業務その他部門	206	99	52%
家庭部門	195	64	67%
運輸部門	216	138	36%
自動車	208	133	36%
旅客	116	74	36%
貨物	92	59	36%
鉄道	8	5	38%
船舶	0	0	0%
廃棄物分野(一般廃棄物)	10	5	50%

・端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。

・基準年及び実績は、環境省「自治体排出量カルテ(三条市・2022(令和4)年3月)」を参照

図 11 自治体排出量カルテによる部門別排出量(2013(平成 25)年度)



出典：環境省「自治体排出量カルテ(三条市・2022(令和4)年3月)」

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html

第4節 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

- 1 排出削減に向けた各主体の役割
- 2 基本方針
- 3 具体的な取組



1 排出削減に向けた各主体の役割

二酸化炭素排出量を削減するためには、市民・事業者・市の各主体が率先して行動するとともに、互いに協力しながら地球温暖化防止に向けた取組を継続していくことが重要です。このため、各主体には次のような役割が期待されます。

(1) 市民の役割

地球温暖化は、市民の生活に長期に渡って深刻な影響を与えることが心配されます。自然の恵み豊かな暮らしを次世代に継承するために、私たち一人一人がライフスタイルを地球にやさしいものへ転換し、地球温暖化防止に取り組みます。

(2) 事業者の役割

製品の製造やサービスの提供、流通、消費といった事業活動に関わるすべての過程において、二酸化炭素の排出削減に取り組みます。従業員に対する環境教育・意識啓発を行い、普段の事業活動における二酸化炭素の排出削減に取り組みます。

また、地球温暖化問題に関心を持ち、他の事業者や地域とも連携し、積極的に地球温暖化防止活動に参加するよう努めます。

(3) 市の役割

この計画を市民・事業者に周知するとともに、市自らも一事業者として、市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量の削減に率先して取り組みます。

市民・事業者が地球温暖化対策を進めるために必要な支援に努めます。

2 基本方針

温室効果ガス排出削減の目標を達成するためには、各主体がそれぞれの立場で環境に配慮した低炭素社会の実現を目指し活動していく必要があります。まずは市自らが率先して取り組んだ上で、市民、事業者等の活動促進を図っていきます。そのために本計画では次の4つの基本方針を定めます。

方針1 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光、水力、風力を始めとした再生可能エネルギーは、カーボンニュートラルの観点から、導入拡大は地球温暖化対策に不可欠であり、重要な低炭素のエネルギー源です。当市においては、平成29年9月に三条保内発電所が稼働を開始し、森林整備により生じる間伐材等をバイオマス燃料として活用することが可能となりました。間伐材、林地残材やせん定枝をバイオマス燃料とすることで、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、発電された

電力を公共施設に利用することで電力の地産地消を行います。市が率先して再生可能エネルギーを活用することで脱炭素へ向けた市民の意識の醸成を図っていきます。また、再生可能エネルギーの活用を検討している市内企業に対し、専門家による助言等の場を提供することにより、企業の脱炭素に向けた取組を支援します。

方針 2 省エネルギー対策の推進

家庭や事業所での温室効果ガスの排出量を削減するためには、それぞれが日常生活や事業活動において節電やエコドライブ、クールビズやウォームビズなど省エネルギーに対する意識を高め、環境に配慮した行動習慣を実践していくことが必要です。市としては、家庭や事業所において、積極的な省エネルギーの取組が図られるよう必要な情報の提供や、啓発活動を行っていきます。

方針 3 地域環境の整備

森林や緑地などの植物は、二酸化炭素を吸収する機能を有しており、その適切な保全や創出が夏の暑さを緩和することなどにつながり、エネルギー消費の低減効果を見込むことができます。森林整備や緑化活動の推進に当たっては、地域や事業所などの協力が不可欠であることから、市が地域や事業所の取組を支援するとともに、市民に対する啓発活動を行い活動の促進を図ります。

また、自動車による温室効果ガスの削減を図るため、自転車利用の促進や利便性の高い公共交通機関の整備、改善に取り組みます。

方針 4 循環型社会の形成

循環型社会の構築に向けて、それぞれが日常生活や事業活動において、3Rを基本とし廃棄物の排出抑制・再使用・再利用に努めることが重要です。市としては、そのための情報提供や啓発活動を行うとともに、粗大ごみとして搬出された家具等のリユース促進やフリーマーケットの開催など、廃棄物の排出抑制・再使用・再利用につなげるための機会をつくり、持続的な取組が図られるような仕組を構築していきます。

3 具体的な取組

市民・事業者・市のそれぞれの主体が、4つの基本方針のもと、二酸化炭素の排出削減に取り組めます。それぞれの方針に基づく具体的な施策については次のとおりです。

方針1 再生可能エネルギーの導入促進

事業名	事業内容	事業主体
間伐材・林地残材の燃料化	間伐材、林地残材等を三条保内発電所のバイオマス燃料として活用	事業者、市
せん定枝の燃料化	緑のリサイクルセンターに搬入されたせん定枝を三条保内発電所のバイオマス燃料として活用	市
公共施設の再生可能エネルギーの利用の拡大	三条保内発電所で発電した再生可能エネルギーを三条市が率先して活用し、市民意識の醸成を図る	市
企業向け説明会の開催及び情報提供	説明会の開催及び情報提供により脱炭素に向けた取組支援	市

方針2 省エネルギー対策の推進

事業名	事業内容	事業主体
身近に取り組むことのできる省エネ活動の実践	(市民、事業者) 冷暖房の設定温度の調整など、身近に取り組むことのできる省エネ活動の実践 (市) 上記の取組を事業所として実践し、身近な省エネ活動を市民、事業者を紹介し促進を図る	市民、事業者、市
環境に配慮した製品の利用	(市民、事業者、市) 省エネ効果やリサイクル可能な製品、簡易包装などの環境に配慮した製品を購入、利用に努める (市) 環境に配慮した製品の利用の促進を図るため、情報提供・啓発活動を行う	市民、事業者、市
「ひと涼み処オアシス」の開設	夏の熱中症、節電対策で市民が気軽に利用できる涼みスポットとして公共施設のロビー等を開放	市
グリーンカーテンの設置促進	(市) 二酸化炭素の排出削減などに効果があるグリーンカーテンの設置を促進し、市としても率先して実施する (市民、事業者) グリーンカーテンの設置に努める	市民、事業者、市

事業名	事業内容	事業主体
断熱性能の向上に対する補助	既存住宅の断熱性能向上に効果的なリフォーム並びにそれに併せて行う居住環境又は住宅機能の維持向上のためのリフォーム工事を行う費用の一部補助	市
農産物の地産地消の促進	(事業者) 地元産食材の積極的な使用に努め、農産物の地産地消を促進 (市) 地元産食材を積極的に使用するお店を「地産地消推進店」に認定し、地産地消の推進を図る (市民) 「地産地消推進店」などの利用を通じ、地元産食材の消費を心がける	市民、事業者、市
国・県の補助事業の情報提供・活用支援	家庭や事業所での省エネ設備等の導入に対する国や県の補助制度等の情報提供や活用支援	市
ノーマイカーデーの実施	特定の日をノーマイカーデーとして定め、全市的に持続的な取組が図られる仕組みを構築し、市民、事業者に実施を促し、市としても率先して取り組む	市民、事業者、市

方針3 地域環境の整備

事業名	事業内容	事業主体
緑化助成事業	(市) 緑化の促進とうるおいのある景観づくりの推進のため、花の種などの購入費を補助 (市民) 補助事業を活用した、まちなかの緑地化に取り組む	市民、市
環境保全団体への活動支援	環境保全団体の活動について、後援、共催という形で支援し、市民の環境保全意識の醸成を図る	市
公共交通の利用促進	利便性の高い地域公共交通体系を構築し、自動車以外の移動手段を確保することで、市民の自家用車使用を抑制するよう促す	事業者、市、市民等
自転車利用環境の整備	市が駅周辺に設置する駐輪場等の環境整備を行うことで、市民等の自転車利用を促進し、併せて市民等の自家用車使用を抑制するよう促す	事業者、市、市民等

方針4 循環型社会の形成

事業名	事業内容	事業主体
ゆずります！ゆずってください！	物を大切にすることを目的に、使わない品物を人に譲りたいという方を、譲ってほしい方に紹介する取組を実施	市（三条市消費者協会事務局）
リユース家具等の配布	粗大ごみとして回収した家具等で使用が可能な良質なものを希望される方へ配布	市
フリーマーケットの開催	フリーマーケットの開催に協力し、使用しなくなったものを処分せず、再利用につなげる	市、市民
小型家電等の回収による資源化の推進、廃食用油の活用	使用済み小型家電、乾電池、小型充電式電池、インクカートリッジ、廃食用油、ペットボトルの拠点回収を実施し、再利用につなげる	市、市民
食ロス削減に関する意識啓発	食品ロス削減に対する啓発を通し、ごみの減量化に取り組む意識高揚を図る	市民、市
環境啓発講座の実施	地球温暖化対策の講座や清掃センターの見学会を実施し、ごみに関する知識の習得やごみの減量化に取り組む意識の高揚に努める	市民、市
エコクラス認定制度	子どもたちに環境に関心を持ち、楽しみながら行動してもらうため、環境活動に一定期間取り組んだクラスを「エコクラス」として認定し、環境意識の向上を図る	市

第3章 計画の効果的実施

第1節 計画の効果的実施

- 1 推進体制の整備
- 2 各種計画との整合



1 推進体制の整備

(1) 市における各部署の協力体制

市は、本計画に関係する部署全体の協力を得ながら、各部署で担当している事業や取組に関する進捗状況及び目標の達成状況を把握し、点検、評価、分析を行うとともに、計画の推進に当たっての課題などを共有し、更なる推進につなげていきます。

(2) 市、事業者、市民の協働による推進

市、事業者、市民の各主体が協力・連携を図りながら、計画を効果的に推進するため、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流、意見・アイデアの共有、連携した行動・事業の実施などに努めます。

(3) 環境審議会による進捗状況の点検・評価及び公表

本計画の着実な実行を確保するため、市は、本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、その内容として取りまとめ、環境審議会へ報告するとともに、広く市民等に公表します。

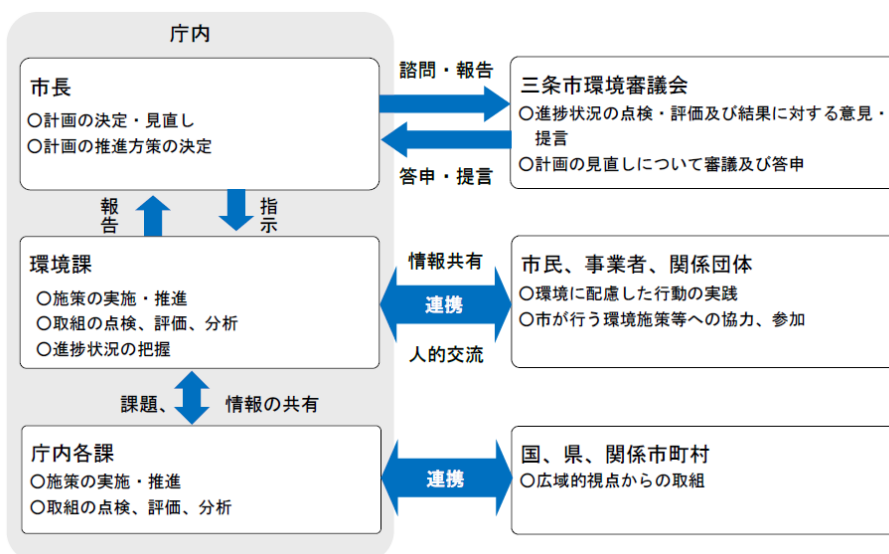
環境審議会は、計画の進捗状況を点検・評価するとともに、意見や提言を行います。また、市長から諮問があった場合は、計画の見直しについて審議及び答申を行います。

(4) 広域的な連携・協力の推進

市は、広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、県、関係市町村との連携・協力を強化し、広域的な視点からの取組を推進します。

(5) 計画の見直し

市は、各方面からの意見を踏まえ、施策の見直しや新たな取組の検討など、必要に応じて弾力的に対応するとともに、計画の効果的な推進に努めます。



2 各種計画との整合

市の他の計画のうち、専ら環境の保全を目的とするものは、本計画の基本的な方向に沿って策定し、推進するものとします。

また、市のその他の計画であって、環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては本計画の基本的な方向に沿ったものとします。このため、これらの計画と本計画との相互の整合を図るよう留意します。

資料編

資料 No. 1 三条市環境基本条例

資料 No. 2 三条市環境審議会委員名簿

資料 No. 3 用語解説

資料No. 1 三条市環境基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者及び民間団体の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

2 市民又は事業者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)は、前条に定める事業者の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。

(3) 自然環境の適正な整備により、人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を保全すること。

- (4) 身近な自然及び地域の特性をいかした景観の形成並びに歴史的文化的な環境との調和を図り、快適な環境を保全すること。
- (5) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費の抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。
- (6) 市民、事業者及び民間団体(以下「市民等」という。)が人と環境とのかかわりについて理解と認識を深めるための教育及び学習を推進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

第2節 地域環境総合計画

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「地域環境総合計画」という。)を定めなければならない。

2 地域環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、地域環境総合計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、三条市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地域環境総合計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地域環境総合計画の変更について準用する。

第3節 基本施策

(施策の策定等に当たっての環境配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、地域環境総合計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境の保全上の規制)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第13条 市は、多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、河川等の水環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、人と自然が触れ合い、緑に親しむ恵み豊かな地域の形成を図るため、森林及び緑地の保全並びに緑化の推進に必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全等)

第14条 市は、地域の特性をいかした潤いと安らぎのある快適な環境の保全及び歴史的文化的特性に配慮した良好な環境の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減及び公害の防止のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等の措置)

第16条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(教育等の促進)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全活動の促進)

第21条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第4節 地球環境保全

第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第5節 公害発生の防止

第24条 市民等は、公害を発生してはならない。

2 市民等は、法令等に違反しない場合においても、生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置その他の行為をするときは、最も環境への負荷の少ない方法で行うよう努めなければならない。

第6節 推進体制の整備

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための連携体制の整備に努めるものとする。

第3章 環境審議会

第26条 市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、三条市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域環境総合計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

資料No. 2 三条市環境審議会委員名簿

令和5年3月現在

区分	氏名	所属団体等	備考
識見を有する者	熊倉 睦	三条市農業委員会 農政対策部会長	
	近藤 雄介	三条商工会議所 監事	副会長
	高橋 由紀子	長岡技術科学大学 准教授	
	田中 修作	三条市自治会長協議会 役員	
	土田 栄林	三条市小・中学校長会 第一中学校校長	
	名古屋 金市	南蒲原森林組合 代表理事 組合長	
	林 八寿子	新潟大学 准教授	
	米田 和広	新潟県地球温暖化防止活動推進センター センター長	
	渡邊 誠介	長岡造形大学 教授	会長
関係行政機関の職員	大沢 昌一郎	新潟県三条地域振興局健康福祉環境部 環境センター長	
	上村 康司	新潟県三条地域振興局地域整備部 部長	
市長が適当と認める者	川崎 光枝	一般公募	
	内藤 一恵	一般公募	
	長谷川 正樹	一般公募	

(敬称略、区分ごとに五十音順)

資料No. 3 用語解説

用語		解説	該当頁
ア 行	空き家バンク制 度	空き家の流通を促進するために、空き家物件情報を地方公共団体がホームページ上などで提供する仕組みのこと。	30、45、50
	アスベスト	天然に存在する繊維状の鉱物で、熱に強く、電気を通しにくいことから建築資材として使用されていたが、吸収すると肺疾患を引き起こし肺ガンなどの原因となるため、現在は使用が禁止されている鉱物のこと。	39、40、42
	雨水浸透ます	地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするために道路側溝や雨どいの下に設置する施設のこと。	42
	エコクラス認定 制度	一定期間の環境活動と市への活動報告を行った学級、クラブ、委員会等を、地球に優しい学級等（エコクラス）として市長が認定する制度のこと。	32、33、48、49 50、70
	温室効果ガス	大気中に拡散された温室効果をもたらす物質のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO ₂ や CH ₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。地球温暖化対策推進法では、CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O に加えてハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）、三ふっ化窒素（NF ₃ ）の7種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められている。	60
	温室効果ガス総 排出量	地球温暖化対策推進法第2条第5項にて、「温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の CO ₂ に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量」とされる温室効果ガス総排出量のこと。	60
カ 行	外来種	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物種のこと。	35、36

用語		解説	該当頁
カ 行	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。	35
	間伐材	間伐により伐採された材木のこと。間伐とは、混みあった森林から曲がったり弱ったりしている樹木を伐採し、森林の中を明るく保ち、真っ直ぐ育てる為に必要な作業のこと。	8、11、25、27 35、36、46、47 50、66、68
	京都議定書	1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された協定書のこと。世界で増え続ける温室効果ガスの排出に歯止めをかけるため、第一約束期間（2008年～2012年）において先進国等全体の平均年間排出量が1990年の総排出量の95%以下になるよう、各国の数値目標が定められた。	54
	国の第五次環境基本計画	環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた計画のこと。 第五次計画では、環境・経済・社会の統合的向上に向けて、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など、6つの重点戦略が設定されている。	12、20
	グリーンカーテン	ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物で建物の窓や壁をカーテンのように覆う、日除けのこと。	68
	景観計画	景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、届出、勧告の基準や、景観形成上重要な公共施設の位置付け、整備の方針等をまとめる計画のこと。	36、37
	光化学スモッグ	排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が日光に含まれる紫外線の影響で光化学反応をおこし、有害な光化学オキシダント（オゾンやアルデヒドなど）が空中でスモッグ状になること。夏に多く、日ざしが強くて風の弱い日に特に発生しやすい。	39、40
	小型家電	携帯電話やデジタルカメラ、CDやMDプレーヤーなどの音楽機器、ゲーム機などの小さな家電のこと。 「ベースメタル」といわれる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」といわれる希少な金属など、様々な鉱物が含まれる。	43、70

用語		解説	該当頁
カ行	コミュニティ支援交付金	地域のコミュニティ機能を維持し、地域の実情に応じた多様なコミュニティの形成を図り、人のつながりや交流機会を充実させることを目的に、コミュニティ活動団体が行う活動に対して支援を行うこと。	48
サ行	再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。	8、10、24、25 26、31、46、47 50、66、67、68
	里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。	4、11、14、21 25、27、29、30 35、36、37、50
	三条市生涯学習人材バンク	生涯学習関係の指導者を市に登録し、HP等を通じて、人材の検索・紹介、受付を行う仕組みのこと。	49
	三条市ポイ捨て等防止条例	地域の環境美化と快適な生活環境の保全を目的に「三条市ポイ捨て等防止条例」を平成18年8月1日に施行し、ごみのポイ捨て禁止、回収容器の設置義務、犬の飼い主の順守などを定めた条例のこと。	45
	自然公園	環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園のこと。	14、35、38
	自治体排出量カルテ	環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の標準的手法に基づく二酸化炭素排出量推計データや特定事業所の排出量データなどから、対策・施策の重点的分野を洗い出しするために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめた資料のこと。	60、62、63
	集団資源回収	自治会、PTA、老人クラブなどが地域活動として各家庭の協力で、家庭から出される古紙等を、日を決めて一定の場所に集め、回収業者に渡す活動のこと。	43
	循環バスぐるっとさん	三条市の市街地を中心に運行する循環バスのこと。料金は定額となっている。	28
水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。	27、35	

用語		解説	該当頁
サ 行	スポーツごみ拾 い大会	まちをきれいに保ち、誰もが住みよい生活環境をつくり上げることに加え、ごみ拾いに「スポーツ」の要素を加えることで、“楽しさ”“面白さ”を感じられるエコ活動として、より多くの市民をターゲットに環境意識の向上を図ることを目的として開催する事業のこと。	31、33、45
	生物多様性	地球上には何百万種類もの生物が存在し、これらの生物が、例えば食べる・食べられるなど、お互いを利用し、支えあうといった繋がりの中で生きていること。	35、36
	全市一斉クリー ンデー	統一した日に環境美化活動を行う取組のこと。	45
タ 行	地球温暖化	太陽光で暖められた地表から放出される熱エネルギー（赤外線）が、人間の活動によって、大気中における温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇すること。	2、14、24、46 47、51、54、55 62、66、70、79 80
	地球温暖化対策 計画	地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。	2、54、62
	地産地消	地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組のこと。	25、46、69
	治山・治水機能	「水源かん養機能」と「国土保全機能」を合わせた機能のこと。国土保全機能とは、森林の深く広く張る根が土砂の流出や落石を防ぐ機能のこと。	27、35
	デマンド交通	利用者の予約に応じて停留所間などを運行する地域公共交通サービスのこと。	27、28、47
	特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼす恐れがあるため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で指定された生物のこと。	35
ナ 行	ノーマイカーデ ー	一定の月日・曜日又は期間をノーマイカーデーとして定め、大気汚染の抑制と交通渋滞の緩和を目的に自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用の呼び掛けを行う取組のこと。	47、69

用語		解説	該当頁
ハ行	バイオマス資源	バイオマスとは生物資源 (bio) の質量 (mass) を表す概念で、一般的には、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののこと。	8、25、46、47
マ行	木質バイオマス発電	間伐材等を燃やし、タービンを回すことによる発電のこと。発電方法は、製材端材や木質チップを直接燃焼させて発電させる「蒸気タービン方式」と、木質バイオマスをガス化して、燃焼させる「ガス化エンジン (ガスタービン) 方式」に分かれる。	8、25、35、36 37、46、47
ヤ行	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。	27、36、50
	ユニバーサルデザイン	心身の機能や能力、その時おかれている状況などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすい環境づくりをすること。	44、45
ラ行	林地残材	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材のこと。	25、35、36、46 47、50、66、68
アルファベット	IPCC (気候変動に関する政府間パネル)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織のこと。	54
	J-クレジット制度	再生可能エネルギーの活用や適切な森林管理などによる温室効果ガスの排出削減量や吸収量を国が認証する制度のこと。	25、26、46
	PM2.5	大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子で、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: Suspended Particulate Matter、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子のこと。非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。	39、40

第3次三条市環境基本計画

令和5年3月策定

発行 新潟県三条市 市民部 環境課

〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号

TEL 0256-34-5511 (代表)

FAX 0256-32-6615

URL <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail kankyo@city.sanjo.niigata.jp
